

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税の賦課事務(個人事業税) 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、地方税の賦課事務(個人事業税)において、個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課事務(個人事業税)		
②事務の内容 ※	<p>・地方税法等に基づき、都内に事務所、事業所を有して法定業種に該当する事業を行う個人に対し、当該年度の初日の属する年の前年中における事業の所得に対して個人事業税を課している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、地方税法及び東京都税条例等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。(別添1を参照)</p> <p>①個人事業税申告書の受付            ②国税庁・税務署へ提出された所得税申告書等データの国税連携システムでの受信            ③税務署へ提出された所得税申告書等の複写            ④税務総合支援システム及び国税連携閲覧機能での所得税申告書等データの取り込み            ⑤課税審査時における所得税申告書等データの参照            ⑥納税者等への調査または照会            ⑦税務総合支援システムへの課税情報の入力            ⑧納税者に対する納税通知書の発送            ⑨返戻時の区市町村への照会            ⑩区市町村から送付される住民票の受領            ⑪住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人情報の照会            ⑫住所等変更情報の入力            ⑬減免申請書の提出            ⑭減免情報の入力            ⑮減免決定通知書の送付</p>		
③対象人数	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

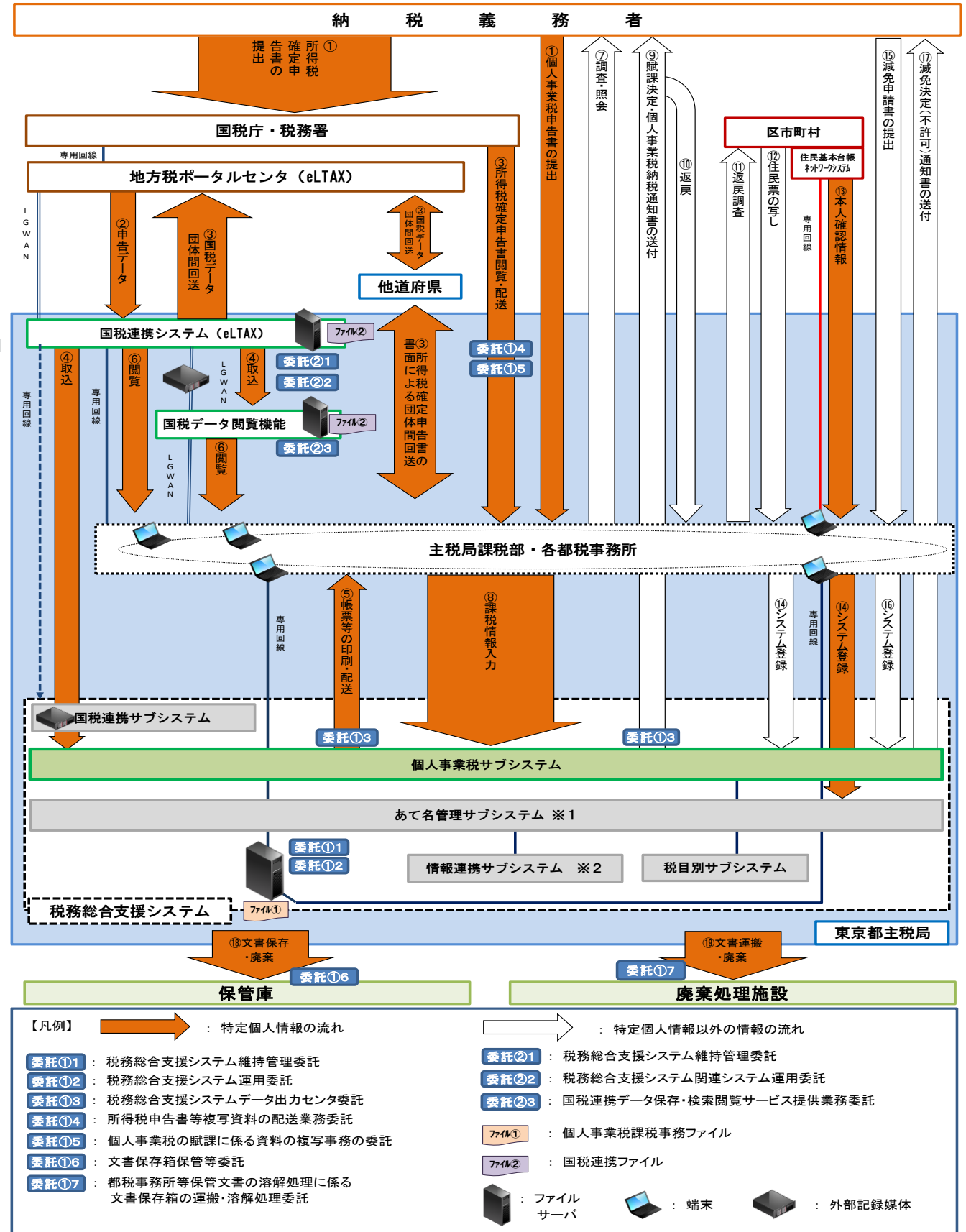
## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1			
①システムの名称	税務総合支援システム(個人事業税)		
②システムの機能	<p>・オンライン入力(課税データの入力、照会、計算など)</p> <p>・課税データ等の一括更新処理(定期課税処理、随時課税処理など)</p> <p>・税務データ保存、帳票データ作成</p> <p>・外部からのデータ取込み(所得税申告書等データ)</p> <p>・外部へのデータ出力(データ出力センタ(納税通知書など))</p> <p>・電子帳票機能(統計・分析等の管理資料の作成)</p>		
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 既存住民基本台帳システム
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム
	[ ] その他 ( )		
システム2～5			
システム2			
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム		
②システムの機能	<p>・本人確認情報の更新・管理</p> <p>・全国サーバに対する更新通知</p> <p>・本人確認の情報抽出・出力</p> <p>・全国サーバへの情報照会</p>		
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 既存住民基本台帳システム
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム
	[ ] その他 ( )		

システム3	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</li> <li>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)には、               <ol style="list-style-type: none"> <li>①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。</li> <li>②他の道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。</li> <li>③所得税申告書等データの保存(最大2年分)</li> <li>④媒体による外部へのデータ出力(税務総合支援システム、国税データ閲覧機能)</li> <li>⑤所得税申告書等データの閲覧、印刷等の機能がある。</li> </ol> </li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX)、国税データ閲覧機能 )</p>
システム4	
①システムの名称	国税データ閲覧機能
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税データ閲覧機能は、国税連携システムで保存できる所得税申告書等データの容量が最大2年分であるため、この容量を超えた年分を参照することを目的として、国税連携システムデータを取り込み7年分の保存を行い参照することのできるシステムである。</li> <li>・国税データ閲覧機能には、               <ol style="list-style-type: none"> <li>①所得税申告書等データの取り込み(国税連携システムからLGWAN又は媒体による)</li> <li>②所得税申告書等データの保存(7年分)</li> <li>③所得税申告書等データの閲覧、印刷等の機能がある。</li> </ol> </li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国税連携システム(eLTAX) )</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
①個人事業税課税事務ファイル、②国税連携ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	個人事業税の公平・公正な賦課を目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有する。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税通知書等の確実な送達。</li> <li>・税目内、税目間における確実な名寄せ及び現在のあて名割れの解消。</li> <li>・これらを通じたあて名分離・統合事務の減少。</li> </ul>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一第16項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 実施しない ]</div> <div style="font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	—
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	主税局課税部課税指導課
②所属長の役職名	課税指導課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
—	

(別添1) 事務の内容



※1 あて名管理サブシステムについては「地方税の賦課・徴収事務(あて名管理)」(評価書番号14)を参照  
 ※2 情報連携サブシステムについては「地方税の賦課事務(情報連携)」(評価書番号13)を参照

(備考)

- ① 納税義務者から提出される個人事業税申告書を受け付ける。  
税務署へ所得税の確定申告をした納税義務者は個人事業税の申告をしたものとみなされる。  
(みなす申告制度)
- ② 納税義務者が申告した所得税確定申告書等のデータ(国税連携ファイル)が国税庁・税務署から専用回線を通じ、地方税ポータルセンタのeLTAX国税連携システムへ送信される。国税連携システムよりLGWAN回線を通じ、都の国税連携受信サーバーへ送信される。  
※国税連携システム(eLTAX)の運用・管理については、委託②1及び委託②2で委託している。
- ③ 国税庁・税務署からデータ送信されない申告書等について、税務署において閲覧・複写(委託①5)し、各事務所に配送する(委託①4)。また、他道府県から東京都が課税権を有する所得税確定申告の書類が回送され、東京都から他道府県が課税権を有する所得税確定申告書の書類を回送する。併せて該当の国税データも国税連携システム(eLTAX)を介して、他道府県へ団体間回送する。
- ④ 国税連携システムで受信した国税連携ファイルを国税データ閲覧機能(LGWAN回線、外部媒体による搬送)及び税務総合支援システム(個人事業税サブシステム)(専用回線、税務総合支援システム(国税連携サブシステム)、外部媒体を経由)に取り込む。  
※国税データ閲覧機能の運用・管理については、委託②3で委託している。  
※税務総合支援システムの運用・管理については、委託①1及び委託①2で委託している。
- ⑤ 委託①3により、課税処理に用いる帳票(個人事業税国税データ票)等の印刷・配送を行う。
- ⑥ 必要に応じて国税連携システムや国税データ閲覧機能を使用し、納税義務者の申告情報等を参照し、審査を行う。
- ⑦ 必要に応じ、納税義務者等へ調査や照会を行う。
- ⑧ 受け付けた事業税の申告書や収集した資料、⑤の帳票、調査の内容を踏まえ、税務総合支援システム(個人事業税サブシステム)に課税情報等を入力する。
- ⑨ 課税情報入力の情報に基づき個人事業税を賦課し、納税通知書及び納付書(以下「納税通知書等」という。)を作成(委託①3)、都税事務所へ送付し都税事務所から納税義務者へ発送する。なお、8月の個人事業税定期課税時には、大量の納税通知書を発付することになるため、都税事務所を経由せず、直接、納税義務者へ郵送する。
- ⑩ 納税通知書等の一部において、納税義務者のもとへ送達されずに返戻になる場合がある。
- ⑪ 返戻となった納税通知書等の宛先について、区市町村に対し住民票等の照会を行う。
- ⑫ 照会の回答として区市町村より住民票の写しを受け取り、納税通知書等の再送先を把握する。
- ⑬ 住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスし、本人確認情報を確認する。
- ⑭ 住民票、本人確認情報に記載された事項について、個人事業税サブシステムに登録する。
- ⑮ 納税義務者からの減免申請書を受け付ける。  
※生活保護関係情報を情報連携システムを経由して取得する場合がある。詳細については、評価書番号13番を参照。
- ⑯ 税務総合支援システム(個人事業税サブシステム)に減免情報を入力する。
- ⑰ 減免決定(不許可)通知書を作成し納税者へ送付する。
- ⑱ 主税局執務室に一定期間保管した紙文書等のうち、保存期間が終了していないものについて保管庫に保管する。保管期間が終了したものについては廃棄する(委託①6)。
- ⑲ 主税局執務室に保管する紙文書等のうち、保存期間が終了したものについて廃棄処理を行う(委託①7)。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
①個人事業税課税事務ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人事業税の申告者 →地方税法等の規定により、都税事務所または国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
その必要性	個人事業税の適正かつ公正な賦課及び徴収の実現のため、必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他の識別情報:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報及び連絡先:①課税対象者の認定に際し在住要件を確認するため、②本人への通知等送付及び連絡等のために保有</li> <li>・国税関係情報:租税の賦課及び国税との情報連携のために保有</li> <li>・地方税関係情報:租税の賦課及び他道府県との情報連携のために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	主税局課税部課税指導課



3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（総務局行政部(住民基本台帳ネットワークシステム)） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁・税務署） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他の道府県） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（国税連携システム(eLTAX)）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（）
③入手の時期・頻度	<p>【個人事業税申告書等】 納税者が提出する個人事業税申告書等を受け付けた都度入手する。</p> <p>【所得税申告書等】  <input type="checkbox"/> 税務署で提供された所得税申告書等の書面を複写して入手する。            ・3月下旬から4月上旬の繁忙期はほぼ毎日税務署へ行き複写して入手する。            ・5月から2月までは月に1回程度税務署へ行き複写して入手する。  <input type="checkbox"/> 他道府県から所得税申告書等を書面で入手する。  <input type="checkbox"/> 他道府県において事業所所在地が都であることが判明し回送された都度入手する。  <input type="checkbox"/> 国税連携システムで受信した所得税申告書等データを税務総合支援システムに取り込み入手する。            ・3月及び4月は、ほぼ毎週1回取込む。            ・5月から12月までは、毎月1回取込む。            ・なお、1月及び2月は取込みを行っていない。</p> <p>【住民票の写し、本人確認情報】 納税通知書等が返戻され調査が必要な都度入手する(8月の定期課税後が最も多い)</p>

④入手に係る妥当性	<p>【個人事業税申告書等】 地方税法第72条の55第1項の規定により、個人事業税の納税義務者は事務所又は事業所所在地の道府県知事(都知事)へ個人事業税の申告書を提出しなければならないこととされている。</p> <p>【所得税申告書等】 地方税法第72条の55の2第1項の規定により国税庁・税務署へ所得税の申告等をしたものは道府県知事(都知事)へ個人事業税の申告もしたものとみなされ、また、同法第72条の59第1項の規定により道府県知事(都知事)が国税庁・税務署に対し、事業税の賦課徴収について所得税の申告書等の書類を閲覧又は記録することを請求した場合は、国税庁・税務署は道府県知事(都知事)又はその指定する職員に関係書類を閲覧させ、又は記録させることとされている。</p> <p>【住民票の写し、本人確認情報】 納税通知書等を確実に送達するにあたり、返戻となった納税通知書等について、納税義務者の現住所等を把握するため、①区市町村あて住民票の写し等を交付請求し取得する、②住民基本台帳ネットワークシステムより、本人確認情報を取得する。本取得は、地方税法第20条の11の規定に基づくものである。 なお、住民基本台帳法において、住民票の写し等を請求する場合には、請求事由を明らかにすることとされているが、地方税の賦課事務に係る請求については、「請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの」に該当する。</p>				
⑤本人への明示	<p>【個人事業税申告書等】 地方税法第72条の55第1項により、個人事業税の納税義務者は事務所又は事業所所在地の道府県知事(都知事)へ個人事業税の申告書を提出しなければならないと規定されている。</p> <p>【所得税申告書等】 地方税法第72条の55の2第1項により国税庁・税務署へ所得税の申告等をしたものは道府県知事(都知事)へ個人事業税の申告もしたものとみなされ、また、同法第72条の59第1項により道府県知事(都知事)が国税庁・税務署に対し、事業税の賦課徴収について所得税の申告書等の書類を閲覧又は記録することを請求した場合は、国税庁・税務署は道府県知事(都知事)又はその指定する職員に関係書類を閲覧させ、又は記録させることと規定されている。</p> <p>【住民票の写し、本人確認情報】 地方税法第20条の11の規定により、住民票の写し等の入手を行っている。 また、住民基本台帳法第30条の15の規定により、本人確認情報の入手を行っている。 なお、住民基本台帳法において、住民票の写し等を請求する場合には、請求事由を明らかにすることとされているが、地方税の賦課事務に係る請求については、「請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの」に該当する。</p>				
⑥使用目的 ※	個人事業税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため。				
変更の妥当性	—				
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="311 1220 443 1288">使用部署 ※</td> <td data-bbox="443 1220 1418 1288">主税局各部、各都税事務所(都税支所を含む)、都税総合事務センター及び各支庁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1288 443 1377">使用者数</td> <td data-bbox="443 1288 1418 1377"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 1,000人以上 ]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上         </div> </div> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	主税局各部、各都税事務所(都税支所を含む)、都税総合事務センター及び各支庁	使用者数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 1,000人以上 ]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上         </div> </div>
使用部署 ※	主税局各部、各都税事務所(都税支所を含む)、都税総合事務センター及び各支庁				
使用者数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 1,000人以上 ]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上         </div> </div>				
⑧使用方法 ※	<p>【個人事業税申告書等】 申告内容について、所得税情報や調査等の結果を踏まえ、課税処理等のシステム登録を行う。</p> <p>【所得税申告書等】 ○税務署で複写して入手する所得税申告書等(紙) ・電子データとして送信されない所得税申告書等の添付書類等を税務署へ行き複写して入手する。 ・入手した所得税申告書等(紙)を国税連携システムで受信し税務総合支援システムへ取込んだ所得税申告書等データの情報と併せて審査し、課税処理等のシステム登録を行う。 ○他道府県からの入手した所得税申告書等(紙) ・事務所、事業所が都内にあるが他道府県の税務署へ申告された所得税申告書等について書面で入手する。 ・入手した所得税申告書等(紙)を審査し、課税処理等のシステム登録を行う。 ○国税連携システムで受信し税務総合支援システムへ取込む所得税申告書等データ 国税連携システムで受信した所得税申告書等データのうち、個人事業税の課税審査の対象となる者のデータを税務総合支援システムに取込み、所得税申告書等(紙)及び関係書類の情報と併せて審査し、課税処理等のシステム登録を行う。</p> <p>【住民票の写し】 記載されている情報に基づき、現住所を最新の状態で更新するため、システム登録を行う。</p> <p>【本人確認情報】 記載されている情報に基づき、現住所を最新の状態で更新するため、システム登録を行う。個人番号については、あて名管理システム内の情報との紐付けを行う。</p>				

	<p>情報の突合 ※</p>	<p>課税処理等を行うため、以下の情報の突合を行う。</p> <p>【個人事業税申告書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あて名管理システムに登録されている納税義務者情報(氏名・住所)と申告書に記載されている情報を突合(検索)し、システム上に存在するあて名であるかどうかを確認する。</li> <li>・申告書等に記載された所得情報等と電子データ及び紙媒体で入手した所得税申告書等情報を突合(目視による確認)し、適正な申告であることを確認する。</li> </ul> <p>【所得税申告書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あて名管理システムに登録されている納税義務者情報(氏名・住所)と入手した所得税申告書等に記載及び記録されている情報を突合(検索)し、システム上に存在するあて名であるかどうかを確認する。</li> <li>・所得税申告書等(紙)に記載された情報と税務総合支援システムに取込んだ所得税情報等(データの情報等を突合(目視による確認)し、適正な申告であることを確認する。</li> </ul> <p>【住民票の写し、本人確認情報】</p> <p>あて名管理システムに登録されている納税義務者情報(氏名・住所)と、住民票の写し等に記載されている情報を突合(目視による確認)し、現住所が正しいものかを確認する。</p> <p>また、個人番号については、あて名管理システムに登録されている公簿情報と突合(検索)し、名寄せ割れ等が発生していないかを確認する。</p>
	<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>個人を特定することなく、統計分析を行う。</p>
	<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>賦課決定</p>
<p>⑨使用開始日</p>		<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> ( 7 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない
<b>委託事項1</b> 税務総合支援システム維持管理委託	
①委託内容	税務総合支援システムの仕様変更、障害対応等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 個人事業税の申告者 →地方税法等の規定により、都税事務所または国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
	その妥当性 税務総合支援システムの安定的な稼働のため、データの修正やシステムの異常終了時の対応などを行う上で特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法	ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。
⑥委託先名	株式会社 日立製作所
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。
	⑨再委託事項 税務総合支援システムの仕様変更、障害対応等の一部
<b>委託事項2～5</b>	
<b>委託事項2</b> 税務総合支援システム運用委託	
①委託内容	税務総合支援システム(情報連携サーバを含む。)の稼働に必要な機能の提供
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 個人事業税の申告者 →地方税法等の規定により、都税事務所または国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
	その妥当性 特定個人情報ファイルが含まれる税務総合支援システムの運用管理を行うために取扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )

⑤委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。
⑥委託先名		株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。
	⑨再委託事項	運用設計支援、運用保守支援、仕様調整支援、運用テスト支援及びその他運用に関わる技術・作業支援
<b>委託事項3</b>		税務総合支援システムデータ出力センタ委託
①委託内容		帳票等の印刷・配送等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人事業税の申告者 →地方税法等の規定により、都税事務所または国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
	その妥当性	多様な帳票を適切に出力するため、委託先に提供する必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。
⑥委託先名		共同印刷 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		所得税申告書等複写資料の配送業務委託
①委託内容		税務署で複写した所得税申告書等を所管の都税事務所へ配送する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		所得税申告等を税務署に行った者のうち個人事業税の課税調査の対象となる者 →地方税法等の規定により、国税当局に提出される所得税申告書等の税務関係書類に個人番号を記載することとされている者で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)を行っている課税調査対象者
その妥当性		地方税法第72条の55の2第1項の規定により、国税庁・税務署へ所得税申告等をした場合は同時に個人事業税の申告をしたものとみなされるため、個人事業税は所得税申告書等を基に賦課事務を行っている。所得税申告書等の多くは3月に税務署へ提出されるため、3月、4月という短期間で大量の所得税申告書等を複写して都税事務所へ配送するために配送業務を委託する必要がある。 なお、委託先は個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報取扱事業者としての責務を果たすべく、プライバシーポリシーを策定している。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (文書収受箱に複写物を入れ施錠した状態で引渡し配送している。)
⑤委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。
⑥委託先名		株式会社 アーク急便
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		個人事業税の賦課に係る資料の複写事務の委託
①委託内容		税務署に提出される所得税申告等のうち、個人事業税の賦課に係る資料を選別し、電子複写機を使用して複写する業務。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		所得税申告等を税務署に行った者のうち個人事業税の課税調査の対象となる者 →地方税法等の規定により、国税当局に提出される所得税申告書等の税務関係書類に個人番号を記載することとされている者で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)を行っている課税調査対象者
その妥当性		地方税法第72条の55の2第1項の規定により、国税庁・税務署へ所得税申告等をした場合は同時に個人事業税の申告をしたものとみなされるため、個人事業税は所得税申告書等を基に賦課事務を行っている。所得税申告書等の多くは3月に税務署へ提出されるため、3月、4月という短期間で大量の所得税申告書等を複写するためには、業務委託を行う必要がある。

③委託先における取扱者数		[ 100人以上500人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。	
⑥委託先名		(平成31年3月、4月の委託会社) 株式会社ヒューマントラスト、ヒューマンリソシア株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項6</b>		文書保存箱保管等委託	
①委託内容		(1)文書の保管 (2)文書の配送、引取り及びそれに伴う入出庫作業 (3)文書の廃棄	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人事業税の申告者 →地方税法等の規定により、都税事務所または国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者	
	その妥当性	東京都文書管理規則第44条に基づき、特定個人情報ファイルを含む文書等のうち、保存期間が終了していないものについて保管するために委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。	
⑥委託先名		日本通運株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先への特定個人情報ファイルの受渡し、廃棄作業時に委託元が立合う。	
	⑨再委託事項	文書の廃棄	
<b>委託事項7</b>		都税事務所等保管文書の溶解処理に係る文書保存箱の運搬・溶解処理委託	
①委託内容		(1)各都税事務所、都税総合事務センター及び徴収部納税推進課の文書保存箱を運搬し、溶解処理工場において溶解槽への投入作業を実施する。 (2)各都税事務所、都税総合事務センター及び徴収部納税推進課の文書を溶解の上、リサイクルする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部

対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	個人事業税の申告者 →地方税法等の規定により、都税事務所または国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者	
	その妥当性	東京都文書管理規則第53条及び第56条に基づき、特定個人情報ファイルを含む文書等のうち、保存期間が終了したものについて適切に廃棄するために委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法	ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。		
⑥委託先名	鶴見製紙株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない		
提供先1	他の道府県知事		
①法令上の根拠	番号法第19条第9号 番号法施行令第23条		
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収		
③提供する情報	都内に事務所、事業所がなく他道府県に課税権がある個人事業税の納税義務者及び調査対象者の所得税申告書等		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	都内に事務所、事業所がなく他道府県に課税権がある個人事業税の納税義務者及び調査対象者		
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑦時期・頻度	都内に事務所、事業所がなく他の道府県が賦課する者であったことが判明した場合に随時提供する。		



提供先2~5
提供先6~10
提供先11~15
提供先16~20

<b>移転先1</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> [ ] 電子メール <input type="checkbox"/> [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [ ] 紙 <input type="checkbox"/> [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度		
<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先16～20</b>		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※		<p>【紙媒体】 文書等の取扱いに関する規定に基づき、施錠された書庫に保管している。</p> <p>【税務総合支援システム(サーバ)】 ・特定個人情報を保管するデータセンタは、都市計画法における防火・準防火地域に指定されていること、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により、選定している。 ・データセンタは監視カメラ及び有人による監視を行っているとともに、入室に際してはICカード及び静脈認証を必要とし、持ち込む媒体・機器を制限する等、厳重なセキュリティ対策を行っている。</p>
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> [ ] 6年以上10年未満 <input type="checkbox"/> [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1年未満</li> <li>2) 1年</li> <li>3) 2年</li> <li>4) 3年</li> <li>5) 4年</li> <li>6) 5年</li> <li>7) 6年以上10年未満</li> <li>8) 10年以上20年未満</li> <li>9) 20年以上</li> <li>10) 定められていない</li> </ul>
	その妥当性	文書等の取扱いに関する規定の保存期間に基づき保管しておく必要がある。
③消去方法		<p>【紙媒体】 廃棄等に関する規定に基づき、保存期間経過後、職員の立会いのもとで溶解等により廃棄を行っている。運搬・廃棄にあたっては、委託先から適切に処理する旨の誓約書を徴取している。また、廃棄後にすべての書類等を廃棄したことを示す溶解証明を徴取している。</p> <p>【税務総合支援システム(サーバ)】 各税目等システムが課税・徴収データを削除する際に、同期をとって削除している。</p> <p>【外部記録媒体】 データ授受を行う場合は外部記録媒体内のデータを随時消去している。</p>
<b>7. 備考</b>		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

項目名称
個人事参考番号
個人事利用者識別番号
個人事年度
個人事一般決算書提出年月日
個人事一般決算書提出時間
個人事一般決算書自事業期間
個人事一般決算書至事業期間
個人事一般決算書部数
個人事一般決算書通数
個人事一般現金主義用フラグ1
個人事一般現金主義用フラグ2
個人事一般現金主義用フラグ3
個人事氏名不一致フラグ
個人事一般決算書様式識別ID
個人事一般決算書納税地漢字氏名
個人事一般決算書納税地カナ氏名
個人事一般決算書納税地漢字住所
個人事一般決算書事業所漢字住所
個人事一般決算書納税地市外局番
個人事一般決算書納税地市内局番
個人事一般決算書納税地加入者番号
個人事一般決算書事業所市外局番
個人事一般決算書事業所市内局番
個人事一般決算書事業所加入者番号
個人事一般決算書業種名
個人事一般決算書屋号
個人事一般決算書納税地加入団体名
個人事一般決算書売上金額
個人事一般決算書家事消費等
個人事一般決算書その他の収入
個人事一般決算書期首商品棚卸高
個人事一般決算書仕入金額
個人事一般決算書期末商品棚卸高
個人事一般決算書租税公課
個人事一般決算書荷造運賃
個人事一般決算書水道光熱費
個人事一般決算書旅費交通費
個人事一般決算書通信費
個人事一般決算書広告宣伝費
個人事一般決算書接待交際費
個人事一般決算書損害保険料
個人事一般決算書修繕費
個人事一般決算書消耗品費
個人事一般決算書減価償却費
個人事一般決算書福利厚生費
個人事一般決算書給料賃金
個人事一般決算書外注工賃
個人事一般決算書利子割引料

項目名称
個人事一般決算書利子割引料
個人事一般決算書地代家賃
個人事一般決算書貸倒金
個人事一般決算書経費追加科目名1
個人事一般決算書経費追加科目名2
個人事一般決算書経費追加科目名3
個人事一般決算書経費追加科目名4
個人事一般決算書経費追加科目名5
個人事一般決算書経費追加科目名6
個人事一般決算書経費追加科目金額1
個人事一般決算書経費追加科目金額2
個人事一般決算書経費追加科目金額3
個人事一般決算書経費追加科目金額4
個人事一般決算書経費追加科目金額5
個人事一般決算書経費追加科目金額6
個人事一般決算書雑費
個人事一般決算書繰戻貸倒引当金
個人事一般決算書繰戻追加科目名1
個人事一般決算書繰戻追加科目名2
個人事一般決算書繰戻追加科目金額1
個人事一般決算書繰戻追加科目金額2
個人事一般決算書繰入専従者給与
個人事一般決算書繰入貸倒引当金
個人事一般決算書繰入追加科目名1
個人事一般決算書繰入追加科目名2
個人事一般決算書繰入追加科目金額1
個人事一般決算書繰入追加科目金額2
個人事一般決算書青色申告特別控除額
個人事一般決算書売上金額内訳01月
個人事一般決算書売上金額内訳02月
個人事一般決算書売上金額内訳03月
個人事一般決算書売上金額内訳04月
個人事一般決算書売上金額内訳05月
個人事一般決算書売上金額内訳06月
個人事一般決算書売上金額内訳07月
個人事一般決算書売上金額内訳08月
個人事一般決算書売上金額内訳09月
個人事一般決算書売上金額内訳10月
個人事一般決算書売上金額内訳11月
個人事一般決算書売上金額内訳12月
個人事一般決算書仕入金額内訳01月
個人事一般決算書仕入金額内訳02月
個人事一般決算書仕入金額内訳03月
個人事一般決算書仕入金額内訳04月
個人事一般決算書仕入金額内訳05月
個人事一般決算書仕入金額内訳06月
個人事一般決算書仕入金額内訳07月
個人事一般決算書仕入金額内訳08月

項目名称
個人事一般決算書仕入金額内訳09月
個人事一般決算書仕入金額内訳10月
個人事一般決算書仕入金額内訳11月
個人事一般決算書仕入金額内訳12月
個人事一般決算書家事消費等売上金額
個人事一般決算書雑収入売上金額
個人事一般決算書売上金額明細の売上先名1
個人事一般決算書売上金額明細の売上先名2
個人事一般決算書売上金額明細の売上先名3
個人事一般決算書売上金額明細の売上先名4
個人事一般決算書売上金額明細の所在地1
個人事一般決算書売上金額明細の所在地2
個人事一般決算書売上金額明細の所在地3
個人事一般決算書売上金額明細の所在地4
個人事一般決算書売上金額明細の額1
個人事一般決算書売上金額明細の額2
個人事一般決算書売上金額明細の額3
個人事一般決算書売上金額明細の額4
個人事一般決算書売上上記以外の計
個人事一般決算書仕入金額明細の仕入先名1
個人事一般決算書仕入金額明細の仕入先名2
個人事一般決算書仕入金額明細の仕入先名3
個人事一般決算書仕入金額明細の仕入先名4
個人事一般決算書仕入金額明細の所在地1
個人事一般決算書仕入金額明細の所在地2
個人事一般決算書仕入金額明細の所在地3
個人事一般決算書仕入金額明細の所在地4
個人事一般決算書仕入金額明細の額1
個人事一般決算書仕入金額明細の額2
個人事一般決算書仕入金額明細の額3
個人事一般決算書仕入金額明細の額4
個人事一般決算書仕入上記以外の計
個人事一般決算書給料賃金氏名1
個人事一般決算書給料賃金氏名2
個人事一般決算書給料賃金氏名3
個人事一般決算書給料賃金氏名4
個人事一般決算書給料賃金氏名5
個人事一般決算書給料賃金年齢1
個人事一般決算書給料賃金年齢2
個人事一般決算書給料賃金年齢3
個人事一般決算書給料賃金年齢4
個人事一般決算書給料賃金年齢5
個人事一般決算書給料賃金従事月数1
個人事一般決算書給料賃金従事月数2
個人事一般決算書給料賃金従事月数3
個人事一般決算書給料賃金従事月数4
個人事一般決算書給料賃金従事月数5
個人事一般決算書給料賃金給料1

項目名称
個人事一般決算書給料賃金給料2
個人事一般決算書給料賃金給料3
個人事一般決算書給料賃金給料4
個人事一般決算書給料賃金給料5
個人事一般決算書給料賃金賞与1
個人事一般決算書給料賃金賞与2
個人事一般決算書給料賃金賞与3
個人事一般決算書給料賃金賞与4
個人事一般決算書給料賃金賞与5
個人事一般決算書給料賃金その他人数
個人事一般決算書給料賃金その他従事月数
個人事一般決算書給料賃金その他
個人事一般決算書給料賃金その他賞与
個人事一般決算書専従者氏名1
個人事一般決算書専従者氏名2
個人事一般決算書専従者氏名3
個人事一般決算書専従者氏名4
個人事一般決算書専従者氏名5
個人事一般決算書専従者続柄1
個人事一般決算書専従者続柄2
個人事一般決算書専従者続柄3
個人事一般決算書専従者続柄4
個人事一般決算書専従者続柄5
個人事一般決算書専従者年齢1
個人事一般決算書専従者年齢2
個人事一般決算書専従者年齢3
個人事一般決算書専従者年齢4
個人事一般決算書専従者年齢5
個人事一般決算書専従者従事月数1
個人事一般決算書専従者従事月数2
個人事一般決算書専従者従事月数3
個人事一般決算書専従者従事月数4
個人事一般決算書専従者従事月数5
個人事一般決算書専従者給料1
個人事一般決算書専従者給料2
個人事一般決算書専従者給料3
個人事一般決算書専従者給料4
個人事一般決算書専従者給料5
個人事一般決算書専従者賞与1
個人事一般決算書専従者賞与2
個人事一般決算書専従者賞与3
個人事一般決算書専従者賞与4
個人事一般決算書専従者賞与5
個人事一般決算書専従者次葉計従事月数
個人事一般決算書専従者次葉計給料
個人事一般決算書専従者次葉計賞与
個人事一般決算書減価償却費の名称等01
個人事一般決算書減価償却費の名称等02





項目名称
個人事一般決算書未償却残高04
個人事一般決算書未償却残高05
個人事一般決算書未償却残高06
個人事一般決算書未償却残高07
個人事一般決算書未償却残高08
個人事一般決算書未償却残高09
個人事一般決算書未償却残高10
個人事一般決算書未償却残高11
個人事一般決算書未償却残高12
個人事一般決算書未償却残高13
個人事一般決算書摘要01
個人事一般決算書摘要02
個人事一般決算書摘要03
個人事一般決算書摘要04
個人事一般決算書摘要05
個人事一般決算書摘要06
個人事一般決算書摘要07
個人事一般決算書摘要08
個人事一般決算書摘要09
個人事一般決算書摘要10
個人事一般決算書摘要11
個人事一般決算書摘要12
個人事一般決算書摘要13
個人事一般決算書普通償却費次葉計
個人事一般決算書割増償却費次葉計
個人事一般決算書償却費合計次葉計
個人事一般決算書必要経費算入額次葉計
個人事一般決算書未償却残高次葉計
個人事一般決算書摘要計
個人事一般決算書地代家賃の支払先住所1
個人事一般決算書地代家賃の支払先住所2
個人事一般決算書地代家賃の支払先氏名1
個人事一般決算書地代家賃の支払先氏名2
個人事一般決算書地代家賃の賃借物件1
個人事一般決算書地代家賃の賃借物件2
個人事一般決算書地代家賃の権利金1
個人事一般決算書地代家賃の権利金2
個人事一般決算書地代家賃の更新料1
個人事一般決算書地代家賃の更新料2
個人事一般決算書地代家賃の賃借料1
個人事一般決算書地代家賃の賃借料2
個人事一般決算書地代家賃経費算入額1
個人事一般決算書地代家賃経費算入額2
個人事一般決算書本年中における特殊事情
個人事一般決算書診療報酬当座払込額
個人事一般決算書診療報酬窓口収入金額
個人事一般決算書自由診療収入金額
個人事一般決算書雑収入金額
個人事一般決算書租税特別措置法差額

項目名称
個人事一般決算書削除フラグ
個人事一般決算書登録端末ID
個人事一般決算書登録ユーザID
個人事一般決算書登録年月日
個人事一般決算書登録時間
個人事一般決算書更新端末ID
個人事一般決算書更新ユーザID
個人事一般決算書更新年月日
個人事一般決算書更新時間
個人事事務所コード
個人事氏名コード
個人事あて名番号
個人事整理番号
個人事転出有無区分
個人事あて名転出処理年月日
個人事あて名送付先区分
個人事あて名電話番号2
個人事送付先電話番号2
個人事あて名主たる業種コード
個人事開業年月日
個人事廃業年月日
個人事生年月日
個人事死亡年月日
個人事相続人届出年月日
個人事相続人不確定フラグ
個人事課税抑止フラグ
個人事あて名相続人区分
個人事抹消取消フラグ
個人事あて名抹消対象フラグ
個人事分割等フラグ
個人事あて名削除フラグ
個人事あて名登録端末ID
個人事あて名登録ユーザID
個人事あて名登録年月日
個人事あて名登録時間
個人事あて名更新端末ID
個人事あて名更新ユーザID
個人事あて名更新年月日
個人事あて名更新時間
個人事事業所番号
個人事本支店区分
個人事事業所住所コード
個人事事業所住所番地
個人事事業所住所号1
個人事事業所住所号2
個人事事業所郵便番号
個人事事業所漢字方書補記コード
個人事事業所漢字都道府県名
個人事事業所漢字区市郡名

項目名称
個人事業所漢字住所
個人事業所漢字方書
個人事業所漢字屋号
個人事業所電話番号1
個人事業所電話番号2
個人事業所情報削除フラグ
個人事業所情報登録端末ID
個人事業所情報登録ユーザID
個人事業所情報登録年月日
個人事業所情報登録時間
個人事業所情報更新端末ID
個人事業所情報更新ユーザID
個人事業所情報更新年月日
個人事業所情報更新時間
個人事業名異動年月日
個人事業名異動時間
個人事業名履歴事務所コード
個人事業名履歴氏名コード
個人事業名履歴送付先区分
個人事業名履歴事業所住所コード
個人事業名履歴事業所住所番地
個人事業名履歴事業所住所号1
個人事業名履歴事業所住所号2
個人事業名履歴事業所郵便番号
個人事業名履歴事業所漢字方書補記コード
個人事業名履歴事業所漢字屋号補記コード
個人事業名履歴事業所漢字都道府県名
個人事業名履歴事業所漢字区市郡名
個人事業名履歴事業所漢字住所
個人事業名履歴事業所漢字方書
個人事業名履歴事業所漢字屋号
個人事業名履歴事業所電話番号1
個人事業名履歴事業所電話番号2
個人事業名履歴納税者住所コード
個人事業名履歴納税者住所番地
個人事業名履歴納税者住所号1
個人事業名履歴納税者住所号2
個人事業名履歴納税者郵便番号
個人事業名履歴納税者漢字方書補記コード
個人事業名履歴納税者漢字氏名補記コード
個人事業名履歴納税者漢字都道府県名
個人事業名履歴納税者漢字区市郡名
個人事業名履歴納税者漢字住所
個人事業名履歴納税者漢字方書
個人事業名履歴納税者カナ氏名
個人事業名履歴納税者漢字氏名
個人事業名履歴納税者電話番号1
個人事業名履歴納税者電話番号2
個人事業名履歴送付先住所コード

項目名称
個人事業名履歴送付先住所番地
個人事業名履歴送付先住所号1
個人事業名履歴送付先住所号2
個人事業名履歴送付先郵便番号
個人事業名履歴送付先漢字方書補記コード
個人事業名履歴送付先漢字氏名補記コード
個人事業名履歴送付先漢字都道府県名
個人事業名履歴送付先漢字区市郡名
個人事業名履歴送付先漢字住所
個人事業名履歴送付先漢字方書
個人事業名履歴送付先漢字氏名
個人事業名履歴送付先電話番号1
個人事業名履歴送付先電話番号2
個人事業名履歴削除フラグ
個人事業名履歴登録端末ID
個人事業名履歴登録ユーザID
個人事業名履歴登録年月日
個人事業名履歴登録時間
個人事業名履歴更新端末ID
個人事業名履歴更新ユーザID
個人事業名履歴更新年月日
個人事業名履歴更新時間
個人事業不動産決算書提出年月日
個人事業不動産決算書提出時間
個人事業不動産決算書自事業期間
個人事業不動産決算書至事業期間
個人事業不動産決算書部数
個人事業不動産決算書通数
個人事業不動産用フラグ1
個人事業不動産用フラグ2
個人事業不動産用フラグ3
個人事業不動産決算書様式識別ID
個人事業不動産決算書納税地漢字氏名
個人事業不動産決算書納税地カナ氏名
個人事業不動産決算書納税地漢字住所
個人事業不動産決算書職業
個人事業不動産決算書納税地市外局番
個人事業不動産決算書納税地市内局番
個人事業不動産決算書納税地加入者番号
個人事業不動産決算書賃貸料年額
個人事業不動産決算書礼金権利金更新料
個人事業不動産決算書名義書換料その他
個人事業不動産決算書収入追加科目の科名
個人事業不動産決算書収入追加科目の金額
個人事業不動産決算書租税公課
個人事業不動産決算書損害保険料
個人事業不動産決算書修繕費
個人事業不動産決算書減価償却費
個人事業不動産決算書借入金利子



項目名称
個人事不動産決算書地代家賃
個人事不動産決算書給料賃金
個人事不動産決算書貸倒金
個人事不動産決算書必要経費追加科目名1
個人事不動産決算書必要経費追加科目名2
個人事不動産決算書必要経費追加科目名3
個人事不動産決算書必要経費追加科目名4
個人事不動産決算書必要経費追加科目名5
個人事不動産決算書必要経費追加科目金額1
個人事不動産決算書必要経費追加科目金額2
個人事不動産決算書必要経費追加科目金額3
個人事不動産決算書必要経費追加科目金額4
個人事不動産決算書必要経費追加科目金額5
個人事不動産決算書その他の経費
個人事不動産決算書専従者給与
個人事不動産決算書青色申告特別控除額
個人事不動産決算書土地等取得負債利子額
個人事不動産決算書貸家賃地等の別01
個人事不動産決算書貸家賃地等の別02
個人事不動産決算書貸家賃地等の別03
個人事不動産決算書貸家賃地等の別04
個人事不動産決算書貸家賃地等の別05
個人事不動産決算書貸家賃地等の別06
個人事不動産決算書貸家賃地等の別07
個人事不動産決算書貸家賃地等の別08
個人事不動産決算書貸家賃地等の別09
個人事不動産決算書貸家賃地等の別10
個人事不動産決算書貸家賃地等の別11
個人事不動産決算書貸家賃地等の別12
個人事不動産決算書貸家賃地等の別13
個人事不動産決算書貸家賃地等の別14
個人事不動産決算書貸家賃地等の別15
個人事不動産決算書用途01
個人事不動産決算書用途02
個人事不動産決算書用途03
個人事不動産決算書用途04
個人事不動産決算書用途05
個人事不動産決算書用途06
個人事不動産決算書用途07
個人事不動産決算書用途08
個人事不動産決算書用途09
個人事不動産決算書用途10
個人事不動産決算書用途11
個人事不動産決算書用途12
個人事不動産決算書用途13
個人事不動産決算書用途14
個人事不動産決算書用途15
個人事不動産決算書所在地01
個人事不動産決算書所在地02

項目名称
個人事不動産決算書所在地03
個人事不動産決算書所在地04
個人事不動産決算書所在地05
個人事不動産決算書所在地06
個人事不動産決算書所在地07
個人事不動産決算書所在地08
個人事不動産決算書所在地09
個人事不動産決算書所在地10
個人事不動産決算書所在地11
個人事不動産決算書所在地12
個人事不動産決算書所在地13
個人事不動産決算書所在地14
個人事不動産決算書所在地15
個人事不動産決算書賃借人の住所01
個人事不動産決算書賃借人の住所02
個人事不動産決算書賃借人の住所03
個人事不動産決算書賃借人の住所04
個人事不動産決算書賃借人の住所05
個人事不動産決算書賃借人の住所06
個人事不動産決算書賃借人の住所07
個人事不動産決算書賃借人の住所08
個人事不動産決算書賃借人の住所09
個人事不動産決算書賃借人の住所10
個人事不動産決算書賃借人の住所11
個人事不動産決算書賃借人の住所12
個人事不動産決算書賃借人の住所13
個人事不動産決算書賃借人の住所14
個人事不動産決算書賃借人の住所15
個人事不動産決算書賃借人の氏名01
個人事不動産決算書賃借人の氏名02
個人事不動産決算書賃借人の氏名03
個人事不動産決算書賃借人の氏名04
個人事不動産決算書賃借人の氏名05
個人事不動産決算書賃借人の氏名06
個人事不動産決算書賃借人の氏名07
個人事不動産決算書賃借人の氏名08
個人事不動産決算書賃借人の氏名09
個人事不動産決算書賃借人の氏名10
個人事不動産決算書賃借人の氏名11
個人事不動産決算書賃借人の氏名12
個人事不動産決算書賃借人の氏名13
個人事不動産決算書賃借人の氏名14
個人事不動産決算書賃借人の氏名15
個人事不動産決算書自賃貸契約期間01
個人事不動産決算書自賃貸契約期間02
個人事不動産決算書自賃貸契約期間03
個人事不動産決算書自賃貸契約期間04
個人事不動産決算書自賃貸契約期間05
個人事不動産決算書自賃貸契約期間06





項目名称
個人事不動産決算書給料賃金年齢2
個人事不動産決算書給料賃金従事月数1
個人事不動産決算書給料賃金従事月数2
個人事不動産決算書給料賃金給料1
個人事不動産決算書給料賃金給料2
個人事不動産決算書給料賃金賞与1
個人事不動産決算書給料賃金賞与2
個人事不動産決算書給料賃金その他人数
個人事不動産決算書給料賃金その他従事月数
個人事不動産決算書給料賃金その他
個人事不動産決算書給料賃金その他賞与
個人事不動産決算書給料賃金次葉計従事月数
個人事不動産決算書給料賃金次葉計
個人事不動産決算書給料賃金次葉計賞与
個人事不動産決算書専従者給与氏名1
個人事不動産決算書専従者給与氏名2
個人事不動産決算書専従者給与続柄1
個人事不動産決算書専従者給与続柄2
個人事不動産決算書専従者給与年齢1
個人事不動産決算書専従者給与年齢2
個人事不動産決算書専従者給与従事月数1
個人事不動産決算書専従者給与従事月数2
個人事不動産決算書専従者給与給料
個人事不動産決算書専従者給与賞与
個人事不動産決算書専従給与次葉計従事月数
個人事不動産決算書減価償却費の名称等01
個人事不動産決算書減価償却費の名称等02
個人事不動産決算書減価償却費の名称等03
個人事不動産決算書減価償却費の名称等04
個人事不動産決算書減価償却費の名称等05
個人事不動産決算書減価償却費の名称等06
個人事不動産決算書減価償却費の名称等07
個人事不動産決算書減価償却費の名称等08
個人事不動産決算書減価償却費の名称等09
個人事不動産決算書減価償却費の名称等10
個人事不動産決算書減価償却費の名称等11
個人事不動産決算書減価償却費の名称等12
個人事不動産決算書減価償却費の名称等13
個人事不動産決算書面積又は数量01
個人事不動産決算書面積又は数量02
個人事不動産決算書面積又は数量03
個人事不動産決算書面積又は数量04
個人事不動産決算書面積又は数量05
個人事不動産決算書面積又は数量06
個人事不動産決算書面積又は数量07
個人事不動産決算書面積又は数量08
個人事不動産決算書面積又は数量09
個人事不動産決算書面積又は数量10
個人事不動産決算書面積又は数量11

項目名称
個人事不動産決算書面積又は数量12
個人事不動産決算書面積又は数量13
個人事不動産決算書取得年月01
個人事不動産決算書取得年月02
個人事不動産決算書取得年月03
個人事不動産決算書取得年月04
個人事不動産決算書取得年月05
個人事不動産決算書取得年月06
個人事不動産決算書取得年月07
個人事不動産決算書取得年月08
個人事不動産決算書取得年月09
個人事不動産決算書取得年月10
個人事不動産決算書取得年月11
個人事不動産決算書取得年月12
個人事不動産決算書取得年月13
個人事不動産決算書取得価額01
個人事不動産決算書取得価額02
個人事不動産決算書取得価額03
個人事不動産決算書取得価額04
個人事不動産決算書取得価額05
個人事不動産決算書取得価額06
個人事不動産決算書取得価額07
個人事不動産決算書取得価額08
個人事不動産決算書取得価額09
個人事不動産決算書取得価額10
個人事不動産決算書取得価額11
個人事不動産決算書取得価額12
個人事不動産決算書取得価額13
個人事不動産決算書償却保証額01
個人事不動産決算書償却保証額02
個人事不動産決算書償却保証額03
個人事不動産決算書償却保証額04
個人事不動産決算書償却保証額05
個人事不動産決算書償却保証額06
個人事不動産決算書償却保証額07
個人事不動産決算書償却保証額08
個人事不動産決算書償却保証額09
個人事不動産決算書償却保証額10
個人事不動産決算書償却保証額11
個人事不動産決算書償却保証額12
個人事不動産決算書償却保証額13
個人事不動産決算書償却基礎金額01
個人事不動産決算書償却基礎金額02
個人事不動産決算書償却基礎金額03
個人事不動産決算書償却基礎金額04
個人事不動産決算書償却基礎金額05
個人事不動産決算書償却基礎金額06
個人事不動産決算書償却基礎金額07
個人事不動産決算書償却基礎金額08



項目名称	項目名称
個人事不動産決算書貸付割合03	個人事不動産決算書摘要13
個人事不動産決算書貸付割合04	個人事不動産決算書本年分普通償却費次葉計
個人事不動産決算書貸付割合05	個人事不動産決算書割増償却費次葉計
個人事不動産決算書貸付割合06	個人事不動産決算書本年分償却費合計次葉計
個人事不動産決算書貸付割合07	個人事不動産決算書本年分経費算入額次葉計
個人事不動産決算書貸付割合08	個人事不動産決算書未償却残高次葉計
個人事不動産決算書貸付割合09	個人事不動産決算書摘要計
個人事不動産決算書貸付割合10	個人事不動産決算書貸付住宅一戸建
個人事不動産決算書貸付割合11	個人事不動産決算書貸付住宅一戸建以外
個人事不動産決算書貸付割合12	個人事不動産決算書貸付住宅土地契約件数
個人事不動産決算書貸付割合13	個人事不動産決算書貸付住宅土地総面積
個人事不動産決算書本年分経費算入額01	個人事不動産決算書貸付住宅以外一戸建
個人事不動産決算書本年分経費算入額02	個人事不動産決算書貸付住宅以外一戸建以外
個人事不動産決算書本年分経費算入額03	個人事不動産決算書貸付住宅以外土地件数
個人事不動産決算書本年分経費算入額04	個人事不動産決算書貸付住宅以外土地総面積
個人事不動産決算書本年分経費算入額05	個人事不動産決算書貸付保有駐車場屋根付
個人事不動産決算書本年分経費算入額06	個人事不動産決算書貸付保有駐車場青空
個人事不動産決算書本年分経費算入額07	個人事不動産決算書地代家賃の支払先住所1
個人事不動産決算書本年分経費算入額08	個人事不動産決算書地代家賃の支払先住所2
個人事不動産決算書本年分経費算入額09	個人事不動産決算書地代家賃の支払先氏名1
個人事不動産決算書本年分経費算入額10	個人事不動産決算書地代家賃の支払先氏名2
個人事不動産決算書本年分経費算入額11	個人事不動産決算書地代家賃の賃借物件1
個人事不動産決算書本年分経費算入額12	個人事不動産決算書地代家賃の賃借物件2
個人事不動産決算書本年分経費算入額13	個人事不動産決算書地代家賃の権利金1
個人事不動産決算書未償却残高01	個人事不動産決算書地代家賃の権利金2
個人事不動産決算書未償却残高02	個人事不動産決算書地代家賃の更新料1
個人事不動産決算書未償却残高03	個人事不動産決算書地代家賃の更新料2
個人事不動産決算書未償却残高04	個人事不動産決算書地代家賃の賃借料1
個人事不動産決算書未償却残高05	個人事不動産決算書地代家賃の賃借料2
個人事不動産決算書未償却残高06	個人事不動産決算書地代家賃経費算入額1
個人事不動産決算書未償却残高07	個人事不動産決算書地代家賃経費算入額2
個人事不動産決算書未償却残高08	個人事不動産決算書本年中における特殊事情
個人事不動産決算書未償却残高09	個人事不動産決算書所得削除フラグ
個人事不動産決算書未償却残高10	個人事不動産決算書所得登録端末ID
個人事不動産決算書未償却残高11	個人事不動産決算書所得登録ユーザID
個人事不動産決算書未償却残高12	個人事不動産決算書所得登録年月日
個人事不動産決算書未償却残高13	個人事不動産決算書所得登録時間
個人事不動産決算書摘要01	個人事不動産決算書所得更新端末ID
個人事不動産決算書摘要02	個人事不動産決算書所得更新ユーザID
個人事不動産決算書摘要03	個人事不動産決算書所得更新年月日
個人事不動産決算書摘要04	個人事不動産決算書所得更新時間
個人事不動産決算書摘要05	個人事納税地関係者有無区分
個人事不動産決算書摘要06	個人事営業等所得金取込みフラグ
個人事不動産決算書摘要07	個人事不動産所得金取込みフラグ
個人事不動産決算書摘要08	個人事雑所得金取込みフラグ
個人事不動産決算書摘要09	個人事専従者給与控除額取込みフラグ
個人事不動産決算書摘要10	個人事青色申告特別控除額取込みフラグ
個人事不動産決算書摘要11	個人事業種認定営業等業種コード
個人事不動産決算書摘要12	個人事業種認定不動産業種コード

項目名称
個人事業種認定雑業種コード
個人事業種業種コード
個人事業税取込指示入力年月日
個人事業税累積削除フラグ
個人事業税累積登録端末ID
個人事業税累積登録ユーザID
個人事業税累積登録年月日
個人事業税累積登録時間
個人事業税累積更新端末ID
個人事業税累積更新ユーザID
個人事業税累積更新年月日
個人事業税累積更新时间
個人事業関係者漢字氏名
個人事業関係者カナ氏名
個人事業関係者漢字氏名補完区分
個人事業関係者カナ氏名補完区分
個人事業関係者住所コード
個人事業関係者漢字住所
個人事業関係者カナ住所
個人事業関係者漢字住所補完区分
個人事業関係者カナ住所補完区分
個人事業関係者郵便番号
個人事業関係者電話番号市外局番
個人事業関係者電話番号市内局番
個人事業関係者電話番号加入者番号
個人事業関係者種別コード
個人事業税関係者削除フラグ
個人事業税関係者登録端末ID
個人事業税関係者登録ユーザID
個人事業税関係者登録年月日
個人事業税関係者登録時間
個人事業税関係者更新端末ID
個人事業税関係者更新ユーザID
個人事業税関係者更新年月日
個人事業税関係者更新时间
個人事業申告事績ファイル種別
個人事業事績異動年月日
個人事業税事績異動事由コード
個人事業申告事績取込区分
個人事業ソフト用年月日
個人事業ソフト用時分秒
個人事業申告事績個人番号
個人事業申告事績記載個人番号
個人事業申告事績補完個人番号
個人事業申告事績提出年月日
個人事業申告事績提出時間
個人事業連絡データ作成年月日
個人事業連絡データ作成時間
個人事業ファイル名

項目名称
個人事業税事績申告区分
個人事業申告事績青白区分
個人事業決算書有無フラグ
個人事業事績営業等収入額
個人事業事績不動産収入額
個人事業事績給与収入額
個人事業事績その他雑収入額
個人事業申告事績総合譲渡短期収入額
個人事業申告事績総合譲渡長期収入額
個人事業申告事績一時収入額
個人事業事績営業等所得金額
個人事業事績不動産所得金額
個人事業事績給与所得金額
個人事業事績雑所得金額
個人事業申告事績総合譲渡一時所得金額
個人事業事績総所得金額
個人事業申告事績所得税額控除前
個人事業申告事績所得税額控除後
個人事業専従者給与事績控除額
個人事業事績青色申告特別控除額
個人事業申告事績外国税額控除額
個人事業申告事績事業税のみ専従者
個人事業申告事績前年中の開廃業
個人事業申告事績開廃業月日
個人事業申告事績修正前営業所得金額
個人事業申告事績修正前不動産所得金額
個人事業申告事績修正前雑所得金額
個人事業申告事績修正前総合譲渡一時所得金額
個人事業申告事績修正前外国税額控除額
個人事業申告事績正確事実発生日
個人事業申告事績2表フラグ
個人事業申告事績重複帳票フラグ
個人事業申告事績内訳フラグ
個人事業申告事績財明フラグ
個人事業申告事績外税フラグ
個人事業税台帳区分
個人事業税台帳番号
個人事業税一連番号
個人事業課税事績取込み済年月日
個人事業事績整合性注意区分
個人事業税データ帳票搬出年月日
個人事業参考番号調査リスト帳票搬出年月日
個人事業国出区分
個人事業申告事績身元確認
個人事業申告事績番号確認
個人事業申告事績本人確認更新判別コード
個人事業申告事績予備1
個人事業申告事績予備2
個人事業申告事績予備3

項目名称
個人事申告事績予備4
個人事国税申告事績削除フラグ
個人事国税申告事績登録端末ID
個人事国税申告事績登録ユーザID
個人事国税申告事績登録年月日
個人事国税申告事績登録時間
個人事国税申告事績更新端末ID
個人事国税申告事績更新ユーザID
個人事国税申告事績更新年月日
個人事国税申告事績更新時間
個人事納税地個人番号
個人事納税地記載個人番号
個人事納税地補完個人番号
個人事納税地漢字氏名
個人事納税地カナ氏名
個人事納税地住所コード
個人事納税地漢字住所
個人事納税地カナ住所
個人事納税地漢字屋号
個人事納税地カナ屋号
個人事納税地郵便番号
個人事納税地電話番号市外局番
個人事納税地電話番号市内局番
個人事納税地電話番号加入者番号
個人事納税地生年月日
個人事代理人等住所コード
個人事代理人等漢字住所
個人事代理人等漢字氏名
個人事代理人等郵便番号
個人事代理人等電話番号市外局番
個人事代理人等電話番号市内局番
個人事代理人等電話番号加入者番号
個人事納税地加入団体名
個人事納税地事業所住所コード
個人事納税地事業所漢字住所
個人事納税地事業所郵便番号
個人事事業所電話番号市外局番
個人事事業所電話番号市内局番
個人事事業所電話番号加入者番号
個人事納税地事業内容
個人事納税地職業
個人事納税地主業種番号
個人事納税地営業等従業種番号
個人事納税地農業従業種番号
個人事納税地不動産従業種番号
個人事納税地その他従業種番号
個人事納税地転出入区分
個人事納税地転出年月日
個人事検索用漢字氏名

項目名称
個人事検索用カナ氏名
個人事検索用漢字住所
個人事納税地身元確認
個人事納税地番号確認
個人事納税地本人確認更新判別コード
個人事納税地予備1
個人事納税地予備2
個人事納税地予備3
個人事納税地予備4
個人事国税納税地削除フラグ
個人事国税納税地登録端末ID
個人事国税納税地登録ユーザID
個人事国税納税地登録年月日
個人事国税納税地登録時間
個人事国税納税地更新端末ID
個人事国税納税地更新ユーザID
個人事国税納税地更新年月日
個人事国税納税地更新時間
個人事所管事務所コード
個人事所管氏名コード
個人事整理番号削除フラグ
個人事整理番号登録端末ID
個人事整理番号登録ユーザID
個人事整理番号登録年月日
個人事整理番号登録時間
個人事整理番号更新端末ID
個人事整理番号更新ユーザID
個人事整理番号更新年月日
個人事整理番号更新時間
個人事局署番号
個人事国税整理番号
個人事対応表予備1
個人事対応表予備2
個人事対応表予備3
個人事対応表予備4
個人事対応表予備5
個人事対応表削除フラグ
個人事対応表登録端末ID
個人事対応表登録ユーザID
個人事対応表登録年月日
個人事対応表登録時間
個人事対応表更新端末ID
個人事対応表更新ユーザID
個人事対応表更新年月日
個人事対応表更新時間
個人事調定年度
個人事相当年度
個人事課税月
個人事廃業フラグ



項目名称
個人事検索用カナ氏名
個人事検索用漢字住所
個人事納税地身元確認
個人事納税地番号確認
個人事納税地本人確認更新判別コード
個人事納税地予備1
個人事納税地予備2
個人事納税地予備3
個人事納税地予備4
個人事国税納税地削除フラグ
個人事国税納税地登録端末ID
個人事国税納税地登録ユーザID
個人事国税納税地登録年月日
個人事国税納税地登録時間
個人事国税納税地更新端末ID
個人事国税納税地更新ユーザID
個人事国税納税地更新年月日
個人事国税納税地更新时间
個人事所管事務所コード
個人事所管氏名コード
個人事整理番号削除フラグ
個人事整理番号登録端末ID
個人事整理番号登録ユーザID
個人事整理番号登録年月日
個人事整理番号登録時間
個人事整理番号更新端末ID
個人事整理番号更新ユーザID
個人事整理番号更新年月日
個人事整理番号更新时间
個人事局署番号
個人事国税整理番号
個人事対応表予備1
個人事対応表予備2
個人事対応表予備3
個人事対応表予備4
個人事対応表予備5
個人事対応表削除フラグ
個人事対応表登録端末ID
個人事対応表登録ユーザID
個人事対応表登録年月日
個人事対応表登録時間
個人事対応表更新端末ID
個人事対応表更新ユーザID
個人事対応表更新年月日
個人事対応表更新时间
個人事調定年度
個人事相当年度
個人事課税月
個人事廃業フラグ

項目名称
個人事調定番号
個人事課税相続区分
個人事課税相続割合分子
個人事課税相続割合分母
個人事課税相続人数
個人事当初調定年度
個人事主たる業種コード
個人事営業月数
個人事申告10位区分
個人事申告1位区分
個人事課税コード
個人事通報フラグ
個人事分割本店フラグ
個人事分割支店フラグ
個人事課税異動事由コード
個人事課税異動年月日
個人事課税確認票作成年月日
個人事分割課税標準額決定通知書発付年月日
個人事分割課税標準額決定通知書文書番号
個人事兼業有無区分
個人事失格不課税コード
個人事増減区分
個人事減額事績作成区分
個人事賦課決定通知書発付年月日
個人事賦課決定通知書文書番号
個人事期割区分
個人事取消区分
個人事返戻年月日
個人事再送年月日
個人事公示年月日
個人事所得金額
個人事共通専従人数
個人事共通専従金額
個人事青色申告控除額
個人事事業専従人数
個人事事業専従金額
個人事自主決定有無フラグ
個人事単数業種用自主決定金額
個人事複数業種用自主決定金額
個人事損失繰越控除額
個人事譲渡損失控除額
個人事譲渡損失繰越控除額
個人事事業主控除前所得額
個人事事業主控除額
個人事課税標準額
個人事本都分課税標準額
個人事千円未満切捨額
個人事税額
個人事増減差額

項目名称
個人事減免額累計
個人事第1種業種コード
個人事第1種兼業あん分基準額
個人事第1種課税標準額
個人事第1種本都分課税標準額
個人事第2種業種コード
個人事第2種兼業あん分基準額
個人事第2種課税標準額
個人事第2種本都分課税標準額
個人事第3種業種コード5%
個人事第3種兼業あん分基準額5%
個人事第3種課税標準額5%
個人事第3種本都分課税標準額5%
個人事第3種業種コード3%
個人事第3種兼業あん分基準額3%
個人事第3種課税標準額3%
個人事第3種本都分課税標準額3%
個人事総従業者数
個人事都内従業者数
個人事減免有無フラグ
個人事納税通知書発付年月日
個人事納税通知書発付ユーザID
個人事決議年月日
個人事口振対象フラグ
個人事納付番号
個人事一期分確認番号
個人事一期分納期限
個人事一期分変更前納期限
個人事一期分税額
個人事一期分減免額
個人事一期分差引納付額
個人事二期分確認番号
個人事二期分納期限
個人事二期分変更前納期限
個人事二期分税額
個人事二期分減免額
個人事二期分差引納付額
個人事納期限変更理由コード
個人事異動事由コード
個人事漢字異動事由詳細
個人事異動年月日
個人事徴収完結フラグ
個人事調定年
個人事調定指示コード
個人事課税削除フラグ
個人事課税登録端末ID
個人事課税登録ユーザID
個人事課税登録年月日
個人事課税登録時間

項目名称
個人事課税更新端末ID
個人事課税更新ユーザID
個人事課税更新年月日
個人事課税更新时间
個人事損失発生年度
個人事損失区分
個人事損失処理年度
個人事損失控除額
個人事繰越控除削除フラグ
個人事繰越控除登録端末ID
個人事繰越控除登録ユーザID
個人事繰越控除登録年月日
個人事繰越控除登録時間
個人事繰越控除更新端末ID
個人事繰越控除更新ユーザID
個人事繰越控除更新年月日
個人事繰越控除更新时间
個人事損失申告事由コード
個人事損失額
個人事繰越情報削除フラグ
個人事繰越情報登録端末ID
個人事繰越情報登録ユーザID
個人事繰越情報登録年月日
個人事繰越情報登録時間
個人事繰越情報更新端末ID
個人事繰越情報更新ユーザID
個人事繰越情報更新年月日
個人事繰越情報更新时间
個人事相続人あて名番号
個人事相続人代表者フラグ
個人事相続人一括送付区分
個人事相続人続柄コード
個人事相続人電話番号2
個人事相続人相続割合分子
個人事相続人相続割合分母
個人事相続人削除フラグ
個人事相続人登録端末ID
個人事相続人登録ユーザID
個人事相続人登録年月日
個人事相続人登録時間
個人事相続人更新端末ID
個人事相続人更新ユーザID
個人事相続人更新年月日
個人事相続人更新时间
個人事事業所従業者本支店区分
個人事事業所従業者漢字都道府県名
個人事従業者数
個人事事業所従業者調定年
個人事事業所従業者削除フラグ

項目名称
個人事業所従業者削除フラグ
個人事業所従業者登録端末ID
個人事業所従業者登録ユーザID
個人事業所従業者登録年月日
個人事業所従業者登録時間
個人事業所従業者更新端末ID
個人事業所従業者更新ユーザID
個人事業所従業者更新年月日
個人事業所従業者更新時間
個人事転出処理年月日
個人事転出処理時間
個人事転出前事務所コード
個人事転出前氏名コード
個人事所管異動削除フラグ
個人事所管異動登録端末ID
個人事所管異動登録ユーザID
個人事所管異動登録年月日
個人事所管異動登録時間
個人事所管異動更新端末ID
個人事所管異動更新ユーザID
個人事所管異動更新年月日
個人事所管異動更新時間
個人事管理項目区分
個人事管理項目枝番
個人事管理項目適用開始年月日
個人事管理項目適用方法
個人事管理項目適用上限金額
個人事管理項目適用金額
個人事管理項目適用率
個人事管理項目適用廃止年月日
個人事管理項目削除フラグ
個人事管理項目登録端末ID
個人事管理項目登録ユーザID
個人事管理項目登録年月日
個人事管理項目登録時間
個人事管理項目更新端末ID
個人事管理項目更新ユーザID
個人事管理項目更新年月日
個人事管理項目更新時間
個人事主業種従業種区分
個人事課税非課税区分
個人事収入区分名称コード
個人事収入区分漢字名称
個人事自主決定収入金額
個人事自主決定収入調定年
個人事自主決定収入削除フラグ
個人事自主決定収入登録端末ID
個人事自主決定収入登録ユーザID
個人事自主決定収入登録年月日

項目名称
個人事自主決定収入登録時間
個人事自主決定収入更新端末ID
個人事自主決定収入更新ユーザID
個人事自主決定収入更新年月日
個人事自主決定収入更新时间
個人事自主決定コード
個人事課税割合
個人事非課税割合
個人事医師等措置法フラグ
個人事申告所得金額
個人事申告海外取引金額
個人事申告外国所得金額
個人事申告共通専従人数
個人事申告共通専従金額
個人事申告青色申告特別控除額
個人事申告事業専従人数
個人事申告事業専従金額
個人事申告事業専従控除後金額
個人事申告非課税所得金額
個人事申告損失繰越額
個人事申告譲渡損失額
個人事申告譲渡繰越額
個人事申告事業主控除額
個人事申告事業主控除後金額
個人事自主決定課税標準額
個人事決定所得金額
個人事決定海外取引金額
個人事決定外国所得金額
個人事決定共通専従人数
個人事決定共通専従金額
個人事決定青色申告特別控除額
個人事決定事業専従人数
個人事決定事業専従金額
個人事決定事業専従控除後金額
個人事決定非課税所得金額
個人事決定損失繰越額
個人事決定譲渡損失額
個人事決定譲渡繰越額
個人事決定事業主控除前金額
個人事決定事業主控除額
個人事決定事業主控除後金額
個人事自主決定千円未満切捨額
個人事業種コード
個人事自主決定営業月数
個人事自主決定調定年
個人事自主決定削除フラグ
個人事自主決定登録端末ID
個人事自主決定登録ユーザID
個人事自主決定登録年月日

項目名称
個人事自主決定登録時間
個人事自主決定更新端末ID
個人事自主決定更新ユーザID
個人事自主決定更新年月日
個人事自主決定更新時間
個人事納通記録変更新年月日
個人事納通記録変更新時間
個人事納通記録変更新作業区分
個人事納通記録事務所コード
個人事納通記録氏名コード
個人事納通記録相続区分
個人事納通記録振分区分
個人事納通記録詳細区分
個人事納通記録漢字氏名
個人事納通記録送付先区分
個人事納通記録郵便番号
個人事納通記録漢字都道府県名
個人事納通記録漢字区市郡名
個人事納通記録漢字住所
個人事納通記録漢字方書
個人事納通記録漢字屋号
個人事納通記録被相続人氏名コード
個人事納通記録代表者フラグ
個人事納通記録一括送付区分
個人事納通記録抽出対象フラグ
個人事納通記録削除フラグ
個人事納通記録登録端末ID
個人事納通記録登録ユーザID
個人事納通記録登録年月日
個人事納通記録登録時間
個人事納通記録更新端末ID
個人事納通記録更新ユーザID
個人事納通記録更新年月日
個人事納通記録更新時間
個人事帳票履歴帳票ID
個人事帳票履歴作成年月日
個人事帳票履歴通番
個人事帳票履歴事務所コード
個人事帳票履歴氏名コード
個人事帳票履歴調定年度
個人事帳票履歴相当年度
個人事帳票履歴課税月
個人事帳票履歴廃業フラグ
個人事帳票履歴調定番号
個人事帳票履歴削除フラグ
個人事帳票履歴登録端末ID
個人事帳票履歴登録ユーザID
個人事帳票履歴登録年月日
個人事帳票履歴登録時間
個人事帳票履歴更新端末ID

項目名称
個人事帳票履歴更新ユーザID
個人事帳票履歴更新年月日
個人事帳票履歴更新時間
個人事納期限期別区分
個人事納期限情報調定番号
個人事納期限情報調定年
個人事納期限
個人事納期限情報削除フラグ
個人事納期限情報登録端末ID
個人事納期限情報登録ユーザID
個人事納期限情報登録年月日
個人事納期限情報登録時間
個人事納期限情報更新端末ID
個人事納期限情報更新ユーザID
個人事納期限情報更新年月日
個人事納期限情報更新時間
個人事減免受付番号
個人事減免申請年月日
個人事減免事由コード
個人事減免決定フラグ
個人事減免決議番号
個人事減免決議年月日
個人事減免決定通知書発付年月日
個人事減免決定通知書文書番号
個人事事由別減免額
個人事一期分事由別減免額
個人事二期分事由別減免額
個人事減免調定年
個人事減免削除フラグ
個人事減免登録端末ID
個人事減免登録ユーザID
個人事減免登録年月日
個人事減免登録時間
個人事減免更新端末ID
個人事減免更新ユーザID
個人事減免更新年月日
個人事減免更新時間
個人事搬出コード
個人事調査対象一覧表事務所コード
個人事調査対象一覧表項番
個人事調査結果事由コード
個人事調査結果年月日
個人事調査内容漢字備考
個人事調査結果削除フラグ
個人事調査結果登録端末ID
個人事調査結果登録ユーザID
個人事調査結果登録年月日
個人事調査結果登録時間
個人事調査結果更新端末ID
個人事調査結果更新ユーザID

項目名称
個人事調査結果更新年月日
個人事調査結果更新時間
個人事申告年度
個人事申告事由コード
個人事調査結果申告削除フラグ
個人事調査結果申告登録端末ID
個人事調査結果申告登録ユーザID
個人事調査結果申告登録年月日
個人事調査結果申告登録時間
個人事調査結果申告更新端末ID
個人事調査結果申告更新ユーザID
個人事調査結果申告更新年月日
個人事調査結果申告更新時間
個人事国税事務所コード
個人事国税グループコード
個人事国税事務所名
個人事国税データ票処理年度
個人事グループコード
個人事事務所名
個人事確定申告カナ氏名
個人事確定申告漢字氏名
個人事確定申告事業所郵便番号
個人事確定申告事業所住所
個人事確定申告納税者郵便番号
個人事確定申告納税者住所
個人事確定申告関係者表示
個人事確定申告関係者郵便番号
個人事確定申告関係者住所
個人事確定申告関係者氏名
個人事確定申告電話番号
個人事主業種コード
個人事従業種コード
個人事課税確認作成年月日
個人事受報フラグ
個人事確定申告分割情報
個人事確定申告口座振替情報
個人事EUC台帳番号
個人事確定申告課税対象所得金額
個人事国税事績申告区分名
個人事一般決算書営業月数
個人事不動産決算書営業月数
個人事2表営業月数
個人事確定申告削除フラグ
個人事確定申告登録端末ID
個人事確定申告登録ユーザID
個人事確定申告登録年月日
個人事確定申告登録時間
個人事確定申告更新端末ID
個人事確定申告更新ユーザID
個人事確定申告更新年月日

項目名称
個人事確定申告更新時間
個人事統計事務所コード
個人事統計氏名コード
個人事統計調定年度
個人事統計相当年度
個人事統計課税月
個人事統計廃業フラグ
個人事統計調定番号
個人事統計EUC兼業区分
個人事課税統計整理番号
個人事課税統計グループコード
個人事課税統計事務所名
個人事課税統計課税コード
個人事課税統計兼業有無区分
個人事課税統計失格不課税コード
個人事課税統計増減区分
個人事課税統計取消区分
個人事課税統計集計対象年度
個人事課税統計集計対象月
個人事課税統計EUC現過年フラグ
個人事課税統計業種コード
個人事課税統計税率区分
個人事課税統計事業主控除前所得額
個人事課税統計事業主控除額
個人事課税統計千円未満切捨額
個人事課税統計課税標準額
個人事課税統計減免税額
個人事課税統計減免人員
個人事課税統計調定税額
個人事課税統計調定人員
個人事課税統計被相続人件数
個人事課税統計相続人件数
個人事課税統計課税人員
個人事課税統計被相続人人員
個人事課税統計相続人人員
個人事課税統計失格者分人員
個人事課税統計課税所得区分人員
個人事課税統計非課税所得人員
個人事課税統計納税通知書通数
個人事課税統計相続区分
個人事課税統計相続人数
個人事課税統計決議年月日
個人事課税統計調定年
個人事課税統計当初調定年度
個人事課税統計データ作成年月日
個人事課税統計削除フラグ
個人事課税統計登録端末ID
個人事課税統計登録ユーザID
個人事課税統計登録年月日
個人事課税統計登録時間

項目名称
個人課税統計更新端末ID
個人課税統計更新ユーザID
個人課税統計更新年月日
個人課税統計更新時間
個人統計減免受付番号
個人統計減免事由コード
個人減免統計整理番号
個人減免統計グループコード
個人減免統計事務所名
個人減免統計減免事由システムコード
個人減免統計減免事由コード区分
個人減免統計減免事由コード名
個人減免統計主たる業種コード
個人減免統計減免決定フラグ
個人減免統計事業主控除前所得額
個人減免統計税額
個人減免統計事由別減免額
個人減免統計税率区分
個人減免統計EUC現過年フラグ
個人減免統計減免申請年月日
個人減免統計主たる減免フラグ
個人減免統計データ作成年月日
個人減免統計削除フラグ
個人減免統計登録端末ID
個人減免統計登録ユーザID
個人減免統計登録年月日
個人減免統計登録時間
個人減免統計更新端末ID
個人減免統計更新ユーザID
個人減免統計更新年月日
個人減免統計更新時間
個人統計自主決定有無フラグ
個人統計主業種従業種区分
個人統計EUC出力区分1
個人統計EUC出力区分2
個人統計自主決定コード
個人統計整理番号
個人統計あて名番号
個人統計グループコード
個人統計事務所名
個人統計業種コードシステムコード
個人統計業種コードコード区分
個人統計業種コード
個人統計業種コードコード名
個人統計自主決定コードシステムコード
個人統計自主決定コードコード区分
個人統計自主決定コードコード名
個人統計税率区分
個人統計営業月数
個人統計EUC営業月数フラグ
個人統計申告10位区分
個人統計申告1位区分
個人統計課税コード
個人統計通報フラグ
個人統計分割本店フラグ
個人統計分割支店フラグ

項目名称
個人納税統計納税者漢字氏名1
個人納税統計納税者漢字氏名2
個人納税統計送付先漢字住所1
個人納税統計送付先漢字住所2
個人納税統計納税者電話番号
個人納税統計第1期税額
個人納税統計第1期減免額
個人納税統計第2期税額
個人納税統計第2期減免額
個人納税統計合計税額
個人納税統計今回納付額
個人納税統計全体納付額
個人納税統計減免累計額
個人納税統計口振種別名
個人納税統計調定年
個人納税統計データ作成年月日
個人納税統計削除フラグ
個人納税統計登録端末ID
個人納税統計登録ユーザID
個人納税統計登録年月日
個人納税統計登録時間
個人納税統計更新端末ID
個人納税統計更新ユーザID
個人納税統計更新年月日
個人納税統計更新時間
個人統計自主決定有無フラグ
個人統計主業種従業種区分
個人統計EUC出力区分1
個人統計EUC出力区分2
個人統計自主決定コード
個人統計整理番号
個人統計あて名番号
個人統計グループコード
個人統計事務所名
個人統計業種コードシステムコード
個人統計業種コードコード区分
個人統計業種コード
個人統計業種コードコード名
個人統計自主決定コードシステムコード
個人統計自主決定コードコード区分
個人統計自主決定コードコード名
個人統計税率区分
個人統計営業月数
個人統計EUC営業月数フラグ
個人統計申告10位区分
個人統計申告1位区分
個人統計課税コード
個人統計通報フラグ
個人統計分割本店フラグ
個人統計分割支店フラグ

項目名称
個人事統計失格不課税コード
個人事統計増減区分
個人事統計取消区分
個人事統計返戻年月日
個人事統計再送年月日
個人事統計公示年月日
個人事統計所得金額
個人事統計共通専従人数
個人事統計共通専従金額
個人事統計青色申告控除額
個人事統計事業専従人数
個人事統計事業専従金額
個人事統計事業主控除前所得額
個人事統計事業主控除額
個人事統計課税標準額
個人事統計本都分課税標準額
個人事統計税額
個人事統計増減差額
個人事統計減免累計額
個人事統計減免有無フラグ
個人事統計納税通知書発付年月日
個人事統計EUC現過年フラグ
個人事統計自主決定事業主控除前所得額
個人事統計自主決定事業主控除額
個人事統計自主決定課税標準額
個人事統計自主決定金額
個人事統計自主決定青色特例控除等金額
個人事統計自主決定専従者給与控除金額
個人事統計自主決定税額
個人事統計EUC医業等自主決定コード
個人事統計EUC医師等措置法フラグ
個人事統計EUC所得階層区分1
個人事統計EUC所得階層1適用金額
個人事統計EUC所得階層1上限金額
個人事統計EUC収入階層区分
個人事統計EUC収入階層適用金額
個人事統計EUC収入階層上限金額
個人事統計社会保険診療収入区分
個人事統計社会保険診療所得金額
個人事統計社会保険診療収入金額
個人事統計自由診療収入区分
個人事統計自由診療所得金額
個人事統計自由診療収入金額
個人事統計EUC課税者失格者区分
個人事統計EUC所得階層区分2
個人事統計EUC所得階層2適用金額
個人事統計EUC所得階層2上限金額
個人事統計EUC所得階層区分3
個人事統計EUC所得階層3適用金額
個人事統計EUC所得階層3上限金額

項目名称
個人事統計控除人員フラグ1
個人事統計控除人員フラグ2
個人事統計控除人員フラグ3
個人事統計控除人員フラグ4
個人事統計控除人員フラグ5
個人事統計控除人員フラグ6
個人事年次統計データ作成年月日
個人事年次統計削除フラグ
個人事年次統計登録端末ID
個人事年次統計登録ユーザID
個人事年次統計登録年月日
個人事年次統計登録時間
個人事年次統計更新端末ID
個人事年次統計更新ユーザID
個人事年次統計更新年月日
個人事年次統計更新時間
個人事定期分入力区分
個人事定期分ファイル作成年月日
個人事定期分廃業フラグ略称
個人事定期分業種名
個人事定期分申告10位区分略称
個人事定期分申告1位区分略称
個人事定期分課税コード略称
個人事定期分受報フラグ略称
個人事定期分カナ氏名
個人事定期分漢字氏名
個人事定期分事業所送付先表示
個人事定期分事業所郵便番号
個人事定期分納税者送付先表示
個人事定期分納税者郵便番号
個人事定期分納税者漢字住所
個人事定期分送付先区分名
個人事定期分関係者送付先表示
個人事定期分関係者郵便番号
個人事定期分関係者漢字住所
個人事定期分関係者漢字氏名
個人事定期分関係者電話番号
個人事定期分口振者表示
個人事定期分分割フラグ略称
個人事定期分課税確認票メッセージ
個人事定期分実績相当年度1
個人事定期分実績相当年度2
個人事定期分実績相当年度3
個人事定期分実績相当年度4
個人事定期分実績相当年度5
個人事定期分課税実績略称1
個人事定期分課税実績略称2
個人事定期分課税実績略称3
個人事定期分課税実績略称4
個人事定期分課税実績略称5





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
②国税連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	所得税申告等を税務署に行った者のうち個人事業税の課税調査の対象となる者 →国税当局に提出される所得税申告書等の税務関係書類に個人番号を記載することとされている者 で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業 種)を行っている課税調査対象者
その必要性	個人事業税の適正かつ公正な賦課及び徴収の実現のため、必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他の識別情報:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報及び連絡先:①課税対象者の認定に際し在住要件を確認するため、②本人への連絡等送付及び連絡等のために保有</li> <li>・国税関係情報:税額決定に際し所得額等を用いて確認するために保有</li> <li>・地方税関係情報:税額決定及び納税者の収滞納管理を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	主税局課税部課税指導課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁・税務署 ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の道府県 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )							
③入手の時期・頻度	<input checked="" type="checkbox"/> 国税庁・税務署からの電子データでの入手 ・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税申告書等情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じてデータで定期的に受信している。 ・2～5月の繁忙期は休日を除くほぼ毎日受信。 ・6～1月は月1回受信。 <input checked="" type="checkbox"/> 他道府県からの電子データでの入手(随時) ・他道府県から都に課税権がある者の所得税申告書等情報が回送されデータで受信している。 ・都に課税権があることが判明した都度受信。							
④入手に係る妥当性	地方税法第72条の55の2第1項の規定により国税庁・税務署へ所得税の申告等をしたものは道府県知事(都知事)へ個人事業税の申告もしたものとみなされることから、国税庁・税務署より所得税申告書等のデータを入手する。また、他道府県も同規定に基づき国税庁・税務署からデータを入手するとともに、事務所、事業所の所在地が都であることが判明した場合は都へデータが回送され入手している。							
⑤本人への明示	地方税法第72条の55の2第1項により国税庁・税務署へ所得税の申告等をしたものは道府県知事(都知事)へ個人事業税の申告もしたものとみなされることが規定されている。							
⑥使用目的 ※	個人事業税の適正かつ公正な賦課及び徴収の実現のため。							
	変更の妥当性 -							
⑦使用の主体	使用部署 ※ 主税局課税部課税指導課、各都税事務所事業税課個人事業税班							
	使用者数 [ 100人以上500人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑧使用方法 ※	・国税庁から提供される所得税申告書等の電子データを国税連携システムで受信する。 ・国税連携システムで受信した所得税申告書等の電子データを税務総合支援システム及び国税データ閲覧機能へ取り込む。 ・事務所、事業所が都内にあるが他道府県の税務署へ申告された所得税申告書等について、他道府県から国税連携システムを通じ電子データで回送されるので受信する。 ・受信した所得税申告書等の電子データを国税連携システムまたは国税データ閲覧機能クライアント端末で閲覧や印刷をする。 ・受信した所得税申告書等の電子データを基に個人事業税の課税処理等を行う。							
	情報の突合 ※ 課税処理等を行うため、以下の情報の突合を行う。 ・あて名管理システムに登録されている納税義務者情報(氏名・住所)と入手した所得税申告書等データにある情報を突合(検索)し、システム上に存在するあて名であるかどうかを確認する。 ・個人事業税申告書及び税務署から複写してきた所得税申告書等に記載された所得情報等と入手した所得税申告書等データを突合(目視による確認)し、適正な申告であることを確認する。							
	情報の統計分析 ※ 個人を特定することなく、統計分析を行う。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※ 賦課決定							
⑨使用開始日	平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	税務総合支援システム維持管理委託	
①委託内容	税務総合支援システムの仕様変更、障害対応等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	所得税申告等を税務署に行った者のうち個人事業税の課税調査の対象となる者 →国税当局に提出される所得税申告書等の税務関係書類に個人番号を記載することとされている者 で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)を行っている課税調査対象者	
その妥当性	国税連携システムの安定的な稼働のため、システムの仕様調整や障害発生時の対応などを行う上で特定個人情報を取扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。	
⑥委託先名	株式会社 日立製作所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。
	⑨再委託事項	国税連携システムの仕様変更、障害対応等の一部
委託事項2～5		
委託事項2	税務総合支援システム関連システム運用委託	
①委託内容	税務総合支援システム関連システム(情報連携サーバを含む。)の稼働に必要な機能の提供	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	所得税申告等を税務署に行った者のうち個人事業税の課税調査の対象となる者 →国税当局に提出される所得税申告書等の税務関係書類に個人番号を記載することとされている者 で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)を行っている課税調査対象者	
その妥当性	国税連携システムのデータ保存領域の提供を受ける上で取扱う必要がある。	

③委託先における取扱者数		[ 50人以上100人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。	
⑥委託先名		株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。	
	⑨再委託事項	運用設計支援、運用保守支援、仕様調整支援、運用テスト支援及びその他運用に関わる技術・作業支援	
<b>委託事項3</b>		国税連携データ保存・検索閲覧サービス提供業務委託	
①委託内容		国税データ閲覧機能の提供(閲覧用アプリケーション及びサーバの維持管理)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		所得税申告等を税務署に行った者のうち個人事業税の課税調査の対象となる者 →国税当局に提出される所得税申告書等の税務関係書類に個人番号を記載することとされている者で、都内に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)を行っている課税調査対象者	
その妥当性		国税データ閲覧機能の安定的な稼働のため、システムの仕様調整や異常終了時の対応などを行ううえで特定個人情報を取扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。	
⑥委託先名		株式会社インテック	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項11～15</b>			
<b>委託事項16～20</b>			



<b>移転先1</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> [ ] 電子メール <input type="checkbox"/> [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [ ] 紙 <input type="checkbox"/> [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度		
<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先16～20</b>		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※		<p>【国税連携システム(サーバ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管するデータセンタは、都市計画法における防火・準防火地域に指定されていること、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により、選定している。</li> <li>・データセンタは監視カメラ及び有人による監視を行っているとともに、入室に際しては静脈認証を必要とする等、厳重なセキュリティ対策を行っている。</li> </ul> <p>【国税データ閲覧機能(サーバ)】</p> <p>特定個人情報を保管するデータセンタは、浸水対策を施した場所に立地していること、データ保管に利用するキャビネット等を耐火仕様にする、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び停電時にも機器の稼働を止めないための非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により選定している。データセンタへの立ち入りはICカード所持者に限られている。また、サーバ室に入るためには、ICカードに加え、パスワード及び指紋認証を必要とする等、厳重なセキュリティ対策を行っている。</p>
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> [ ] 6年以上10年未満 <input type="checkbox"/> ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1年未満</li> <li>2) 1年</li> <li>3) 2年</li> <li>4) 3年</li> <li>5) 4年</li> <li>6) 5年</li> <li>7) 6年以上10年未満</li> <li>8) 10年以上20年未満</li> <li>9) 20年以上</li> <li>10) 定められていない</li> </ul>
	その妥当性	<p>国税連携システムの受信サーバは、データを最大2年間分保有している。</p> <p>国税データ閲覧機能のサーバは、データを7年間分保有している。</p>
③消去方法		<p>【国税連携システム(サーバ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存年限を経過した課税データについて、電子データの削除等に関する規定に基づき、委託先によるバッチ処理により削除している。</li> </ul>
<b>7. 備考</b>		
<p>国税連携システムの受信サーバは、データを最大2年間分保有するハードウェア構成となっているため、2年を超えたデータを保存するために国税データ閲覧機能へもデータの取り込み処理を行い7年間保存している。</p>		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

国税連携ファイルで取り扱う所得税申告書等の帳票名等を記載する。  
各帳票等の記録項目については、別添「国税連携ファイル記録項目一覧」を参照。

▼	様式ID等▼	帳票名等▼	記録項目数▼
1	KOA010	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A(第一表・第二表)	211
2	KOA020	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の__の申告書B(第一表・第二表) 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書(分離課税用)(第三表) 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書(損失申告用)(第四表(一)・(二)) 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書(損失申告用)付表(東日本大震災の被災者の方用) 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書(別表)(第五表)	1,092
3	KOA050	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)	60
4	KOA055	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)(東日本大震災及び被災者の方用)	72
5	KOA060	平成 年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告(所得税法第172条第1項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第17条第5項に規定する申告書)	42
6	KOA070	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)	255
7	KOA080	損益の通算の計算書	84
8	KOA090	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)	153
9	KOA110	平成 年分収支内訳書(一般用)	174
10	KOA120	平成 年分収支内訳書(農業所得用)	255
11	KOA130	平成 年分収支内訳書(不動産所得用)	201
12	KOA140	平成 年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》	157
13	KOA210	平成 年分青色申告決算書(一般用)	358
14	KOA220	平成 年分青色申告決算書(不動産所得用)	255
15	KOA230	平成 年分青色申告決算書(現金主義用)	165
16	KOA240	平成 年分青色申告決算書(農業所得用)	439
17	KOA250	平成 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》	181
18	KOB010	変動所得・臨時所得の平均課税の計算書	47
19	KOB040	肉用牛の売却による所得の税額計算書	31
20	KOB050	財産及び債務の明細書	27
21	KOB060	所得の内訳書	18
22	KOB070	給与所得者の特定支出に関する明細書	104
23	KOB080	平成 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)	453
24	KOB100	特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書	29
25	KOB110	資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書	70
26	KOB120	個別評価による貸倒引当金に関する明細書	25
27	KOB130	平成 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書	347
28	KOB131	平成 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(重複適用分)	352
29	KOB140	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書	19
30	KOB160	情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)	54
31	KOB170	情報通信機器等に係る繰越税額控除限度額超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)	66
32	KOB200	政党等寄付金特別控除額の計算明細書	24
33	KOB210	国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書	23

34	KOB220	返品調整引当金に関する明細書	20
35	KOB230	退職給与引当金に関する明細書	41
36	KOB240	外国税額控除に関する明細書	227
37	KOB245	外国税額控除に関する明細書(非居住者用)	227
38	KOB270	[ ]の割増償却に関する明細書	30
39	KOB280	中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	58
40	KOB281	中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(付表)	66
41	KOB290	中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	136
42	KOB300	特別修繕準備金に関する明細書	78
43	KOB330	深鋸準備金及び新鋸床探鋸費の特別控除に関する明細書	48
44	KOB360	[ ]の特別償却に関する明細書	33
45	KOB370	プログラム等準備金に関する明細書	61
46	KOB380	事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書	54
47	KOB381	事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)	65
48	KOB390	事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	136
49	KOB405	国外事業所得等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書	61
50	KOB430	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	45
51	KOB435	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	21
52	KOB440	特定災害防止準備金に関する明細書	34
53	KOB460	中心市街地優良賃貸住宅 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書	71
54	KOB540	居住形態等に関する確認書	63
55	KOB550	先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書	293
56	KOB560	平成 年分医療費控除の明細書	44
57	KOB565	平成 年分医療費控除の明細書(次葉)	18
58	KOB570	平成 年分セルフメディケーション税制の明細書	37
59	KOB575	平成 年分セルフメディケーション税制の明細書(次葉)	13
60	KOB600	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	125
61	KOB610	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)	134
62	KOB620	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	137
63	KOB630	沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係るリース資産の使用状況等に関する明細書	109
64	KOB640	情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	132
65	KOB650	金属鋸業等鋸害防止準備金に関する明細書	17
66	KOB690	平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書	100
67	KOB700	住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用)	10
68	KOB710	情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	41
69	KOB711	情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)	66
70	KOB720	情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	136
71	KOB750	中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書(平成30年分以降用)	26
72	KOB760	試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書(平成30年分以降用)	25
73	KOB770	農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書	51
74	KOB780	リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の総収入金額及び必要経費算入に関する明細書	50
75	KOB790	特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄付金控除額の計算明細書	43



76	KOB800	試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書	26
77	KOB810	試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書	21
78	KOB815	特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書(平成30年分以降用)	21
79	KOB820	住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)	36
80	KOB825	住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成26年4月1日以後居住用)	36
81	KOB826	住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間居住用)	44
82	KOB827	住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成29年4月1日以後用)	83
83	KOB830	認定長期優良住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)	40
84	KOB835	認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(平成26年4月1日以後居住用)	35
85	KOB840	保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書 保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書	65
86	KOB850	所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書	97
87	KOB860	繰越税額控除限度超過額等に関する明細書	97
88	KOB870	高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書	25
89	KOB880	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	45
90	KOB890	相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書(所得税法施行令第185条第2項又は第186条第2項に基づき計算する場合)(本表・別表1)	67
91	KOB900	相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書(本表・別表1)	51
92	KOB910	特定震災指定寄付金特別控除額の計算明細書	27
93	KOB920	認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書	24
94	KOB930	公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書	23
95	KOB940	被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書	27
96	KOB950	被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書	63
98	KOB960	被災代替資産等の特別償却に関する明細書(租税特別措置法の適用を受ける場合)	41
99	KOB961	被災代替資産等の特別償却に関する明細書(震災特別法の適用を受ける場合)	42
100	KOB970	住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に住宅耐震改修をした方用)	10
101	KOB980	特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	125
102	KOB981	サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書	51
103	KOB982	被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書	15
104	KOB983	復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	17
105	KOB984	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	67
106	KOB985	特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	43
107	KOB986	岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金に関する明細書	22
108	KOB988	債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書	33
109	KOB989	債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書	17
110	KOB990	国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書	26
111	KOB991	生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	26
112	KOB992	雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	84
113	KOB993	地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	26

114	KOB994	福島再開投資等準備金に関する明細書	35
115	KOB995	特定中小企業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	42
116	KOB996	地域経済索引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	23
117	KOB997	災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書	25
118	KOB998	災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書	31
119	KOB999	革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	41
120	KOC010	やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認明細書	40
121	KOC020	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表)【総合譲渡用】	258
122	KOC030	相続財産の取得費に加算される相続税の明細書(平成16年1月1日以後相続開始用)	64
123	KOC036	相続財産の取得費に加算される相続税の明細書(平成26年1月1日以後相続開始用)	69
124	KOC037	相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(平成25年12月31日相続以前開始用)	70
125	KOC038	相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(平成27年1月1日以後相続開始用)	56
126	KOC040	保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)	64
127	KOC050	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】	267
128	KOC060	造成宅地の譲受け承認申請書	27
129	KOC070	居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)	89
130	KOC080	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	221
131	KOC090	株式の異動明細書	28
132	KOC100	特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書	36
133	KOC110	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)	656
134	KOC130	居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成 年分)【租税特別措置法第41条の5用】	26
135	KOC140	買換(代替)資産の明細書	38
136	KOC150	特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)	64
137	KOC160	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成 年分)【租税特別措置法第41条の5の2用】	19
138	KOC180	国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》【国外転出時課税(所法60条の2)用】	150
139	KOC190	国外転出等の時の譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》【国外転出(贈与)時課税(所法60条の3)用】	154
140	KOC200	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書	65
142	KOC210	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】(第5面)	78
142	KOD010	山林所得収支内訳書(計算明細書)	84
143	KOD020	山林所得収支内訳書(計算明細書)(課税事業者用)	97
144	KOE010	平成 年分 給与所得の源泉徴収票の記載事項	24
145	KOE020	平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記載事項	27

146	KOE030	平成 年分 公的年金等の源泉徴収票の記載事項	27
147	KOE040	平成 年分 社会保険料等に係る控除証明書等の記載事項	66
148	KOE050	平成 年分 医療費に係る領収書等の記載事項	7
149	KOE060	平成 年分 雑損控除に係る領収書等の記載事項	16
150	KOE070	平成 年分 寄付金の受領証等の記載事項	43
151	KOE080	平成 年分 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の記載事項	21
152	KOE090	平成 年分 特定口座年間取引報告書の記載事項	95
153	KOE100	平成 年分 配当所得に係る支払通知書の記載事項	22
154	SOZ041	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)	88
155	SOZ051	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)	90
156	SOZ070	税務代理権限証書	29
157	SOZ071	税務代理権限証書(平成26年7月1日以降提出分)	48
158	SOZ072	税務代理権限証書(平成27年7月1日以降提出分)	49
159	TEA060	平成 年分の申告書等送信票(兼送付書)	129
160	TEG100	平成 年分 給与所得の源泉徴収票	79
161	TEG101	平成 年分 給与所得の源泉徴収票(平成19年以降用)	79
162	TEG102	平成 年分 給与所得の源泉徴収票(平成23年以降用)	80
163	TEG103	平成 年分 給与所得の源泉徴収票(平成24年以降用)	84
164	TEG104	平成 年分 給与所得の源泉徴収票(平成28年以降用)	104
165	TEG105	平成 年分 給与所得の源泉徴収票(平成30年以降用)	104
166	TEG200	平成 年分 特定口座年間取引報告書	50
167	TEG201	平成 年分 特定口座年間取引報告書(平成19年以降用)	50
168	TEG202	平成 年分 特定口座年間取引報告書(平成22年以降用)	95
169	TEG203	平成 年分 特定口座年間取引報告書(平成28年以降用)	129
170	TEG300	平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(平成19年以降用)	46
171	TEG400	平成 年分 公的年金等の源泉徴収票(平成19年以降用)	51
172	TEG401	平成 年分 公的年金等の源泉徴収票(平成23年以降用)	52
173	TEG402	平成 年分 公的年金等の源泉徴収票(平成25年以降用)	54
174	TEG403	平成 年分 公的年金等の源泉徴収票(平成27年以降用)	62
175	TEG404	平成 年分 公的年金等の源泉徴収票(平成28年以降用)	76
176	TEG405	平成 年分 公的年金等の源泉徴収票(平成30年以降用)	76
177	TEG500	平成 年分 オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書(平成21年以降用)	36
178	TEG600	平成 年分 配当等とみなす金額に関する支払通知書(平成21年以降用)	37
179	TEG700	医療費通知(お知らせ)	10
180	TEG800	生命保険料控除証明書	77
181	TEG810	地震保険料控除証明書	29
181	TEG820	寄付金受領証明書	12
182	その他	国税連携データ詳細画面	49

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

①個人事業税課税事務ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><b>【個人事業税申告書等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。</li> <li>・入手の際の措置として、番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により本人確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・代理人から入手する際は、番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する。</li> <li>・窓口の場合、申告・申請・請求の目的や記載方法等を改めて説明した上で、内容を確認し書面を受け付ける。</li> </ul> <p><b>【所得税申告書等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署で複写して入手する所得税申告書等（紙）</li> <li>地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第9号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、国税庁・税務署より提供される申告書以外は入手はできない。</li> <li>なお、他道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他道府県に所得税申告書等を回送する。</li> <li>・国税連携システムで受信し税務総合支援システムに取込む所得税申告書等データ</li> <li>国税連携システムで受信した所得税申告書等データのうち、個人事業税の課税審査の対象となる者のデータのみを抽出して税務総合支援システムに取込んでいる。</li> </ul> <p><b>【住民票の写し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法に基づき入手している。</li> <li>・納税通知書等の返戻のあった納税義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。</li> <li>・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものをを用いる。また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。</li> <li>・交付された住民票の写しについては、申請書と突合し、受領管理を行っている。</li> </ul> <p><b>【本人確認情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法及び条例に規定された事務に関する情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。</li> <li>・納税通知書等の返戻のあった納税義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。</li> <li>・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。</li> </ul>
--------------------------	--

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>【個人事業税申告書等】          ・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。          ・入手の際の措置として、番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により本人確認を行い、必要な情報以外を入手することを防止する。          ・代理人から入手する際は、番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認する。          ・窓口の場合、申告・申請・請求の目的や記載方法を改めて説明した上で、内容を確認し書面を受け付ける。</p> <p>【所得税申告書等】          ・税務署で複写して入手する所得税申告書等(紙)          地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第9号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、税務署からは必要な情報以外は提供されない。          ・国税連携システムで受信し税務総合支援システムに取込む所得税申告書等データ          国税連携システムで受信した所得税申告書等データのうち、個人事業税の課税審査の対象となる者のデータのみを抽出して税務総合支援システムに取込んでいる。</p> <p>【住民票の写し】          ・住民基本台帳法に基づき入手している。          ・住民票に記載される事項は、住民基本台帳法に規定されている。          ・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものを用いる。また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようになっている。          ・交付された住民票の写しについては、申請書と突合し、受領管理を行っている。</p> <p>【本人確認情報】          ・住民基本台帳法に規定されている本人確認情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。          ・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【個人事業税申告書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手の際の措置として、番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により本人確認を行い、不適切な方法で入手が行われないようにする。</li> <li>・代理人から入手する際は、番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する。</li> <li>・窓口の場合、申告・申請・請求の目的や記載方法を改めて説明した上で、内容を確認し書面を受け付ける。</li> <li>・窓口の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は都税事務所等の住所を明記して、当該住所あてに送付するよう説明している</li> </ul> <p>【所得税申告書等】</p> <p>特定個人情報の入手元である国税庁・税務署は使用目的が法令に基づくものであることを確認した上で提供を行っている。</p> <p>【住民票の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法に基づき入手している。</li> <li>・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものを用いる。また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。</li> <li>・交付された住民票の写しについては、申請書と突合し、受領管理を行っている。</li> </ul> <p>【本人確認情報】</p> <p>静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【個人事業税申告書等】</p> <p>＜本人から個人番号の提供を求める場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により、本人確認を行う。</li> <li>・窓口の場合、申告・申請・請求の目的や記載方法を改めて説明した上で、内容を確認し書面を受け付ける。</li> <li>・窓口の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は都税事務所等の住所を明記して、当該住所あてに送付するよう説明している。郵送の場合は、受領した資料から本人確認を行っている。</li> </ul> <p>＜代理人から個人番号の提供を求める場合＞</p> <p>番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p> <p>【所得税申告書等】</p> <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、都が国税庁・税務署から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> <p>【住民票の写し、本人確認情報】</p> <p>各区市町村において本人確認が行われている。</p>

<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>【個人事業税申告書】          &lt;本人から個人番号の提供を求める場合&gt;          番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により、申請時に窓口にて真正性の確認を行う。          &lt;代理人から個人番号の提供を求める場合&gt;          番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により、申請時に窓口にて真正性の確認を行う。</p> <p>【所得税申告書等】          特定個人情報入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、都が国税庁・税務署から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> <p>【住民票の写し】          区市町村から入手する住民票情報には個人番号は含まれていない。</p> <p>【本人確認情報】          住民基本台帳ネットワークシステムから入手する個人番号については、各区市町村によって真正性確認が既に済んでいるため入手時の確認は不要。</p>
<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>【個人事業税申告書】          ・地方税法等に基づいて都に提出する申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。          ・税務総合支援システムでは、これらの申告書等情報や納税の実績等を入力することにより、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査に活用しているところである。          ・なお、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。</p> <p>【所得税申告書等】          正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁・税務署に委ねられる。</p> <p>【住民票の写し、本人確認情報】          住民基本台帳に基づいている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報<sup>※</sup>が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【個人事業税申告書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。</li> <li>・必要に応じて、入手の際の本人確認の措置として、運転免許証等の提示を受け本人確認を行う。</li> <li>・窓口の場合、申告・申請・請求の目的や記載方法を改めて説明した上で、内容を確認し書面を受け付ける。</li> <li>・窓口の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は都税事務所等の住所を明記して、当該住所あてに送付するよう説明している</li> <li>・入手した申告書等は、鍵のかかる書庫や倉庫に保管している。</li> </ul> <p>【所得税申告書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署で複写して入手する所得税申告書等(紙)</li> <li>・税務署から書面で入手した書類等は、安全管理の基準等に従って取り扱っており、運搬の際には施錠できるケース等に入れ2名以上で運搬する等、紛失防止の措置をとっている。</li> <li>・国税連携システムで受信し税務総合支援システムに取込む所得税申告書等データ</li> <li>・厳重なセキュリティを行っているデータセンタ内で国税連携システムから税務総合支援システムへのデータの取込みを行っている。</li> </ul> <p>【住民票の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法に基づき入手している。</li> <li>・納税通知書等の返戻のあった納税義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。</li> <li>・住民票に記載される事項は、住民基本台帳法に規定されている。</li> <li>・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものを用いる。また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。</li> </ul> <p>【本人確認情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法及び条例に規定された事務に関する情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。</li> <li>・住民基本台帳法に規定されている本人確認情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。</li> <li>・納税通知書等の返戻のあった納税義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。</li> <li>・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。</li> </ul>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・税務総合支援システムでは、ログ分析による誤操作の検出が困難であることから、誤操作リスクに対する措置として、特定の方法でしか特定個人情報をデータ登録できない仕組みをとっている。また、万が一登録内容に誤りがあった場合、エラーを検知し、誤った入手を未然に防止している。



### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<p>【東京都総務局所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号に係る共通基盤(団体内統合利用番号連携サーバ)は、ユーザIDにより利用者・個別業務システム(事務)等の単位でアクセス可能な範囲を限定し、正当な権限のない利用者・個別業務システム(事務)等からは個人番号を利用できないアクセス制御を行っている。</li> </ul> <p>【税務総合支援システム(サーバ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務総合支援システムから総務局所管の団体内統合利用番号連携サーバへの接続については、都税の賦課徴収事務のうち、特定個人情報の提供・照会事務に従事する者に限定して権限を付与することにより、正当な権限のない者の利用を防止する。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務総合支援システムでは、税務事務に係るデータのみを保有しているため、税務事務以外の情報と紐付けることはできない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務総合支援システムを使用する職員に対して、職員ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・パスワードは3ヶ月に1度変更しなければならず、システム上も、同頻度でのパスワード変更を利用の必須条件としている。</li> <li>・操作内容は、システム稼働当初から現在に至るまで操作ログとして保管されており、いつどのIDでログインしたのかを把握できるようにしている。なお、当該ログの分析は随時実施している。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	人事担当部署が職員の異動情報を把握又は公表次第、異動情報をシステム管理部署へ連絡している。これに基づき、システム管理部署が各ユーザIDに必要な権限を付与・削除している。
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、システム管理部署が全ての権限を一元的に管理しており、操作者の所属及び業務に合わせて、システムの機能ごとに「更新・参照可」、「参照のみ可」、「更新・参照不可」の権限を設定している。</li> <li>・設定に際しては、サブシステム所管部署より権限設定申請を受領し、システム管理部署での承認を経て申請内容をシステムへ反映している。</li> <li>・設定済の内容については、毎年度末に見直しを行うことにより、付与する権限に過不足が生じないようにしている。</li> <li>・権限に変更を加えた際には、システム管理部署が権限設定状況を示した一覧表を更新することにより、どの部署にどのような権限が設定されているのかを把握できるようにしている。</li> <li>・年に1度、全ての権限について打鍵テストを行い、権限設定が正しく行われていることを確認している。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	システムの全操作履歴(ユーザID、操作時間、操作内容等)を記録している。データベースに関しては、どのユーザIDで、どの情報にアクセスし、抽出したのかを記録し、この記録を保存している。なお、当該操作履歴はシステム利用者がアクセスすることはできず、改ざん防止を図っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都特定個人情報の保護に関する条例」で目的外利用は禁止されている。</li> <li>・局内の規定において、原則、情報資産の外部持ち出しを禁止している。</li> <li>・これらを担保する手段として、上記条例等を研修や自己点検表等で職員へ周知するとともに、税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限すること等により、容易に情報資産の持出しができないようにしている。</li> <li>・税務総合支援システムは、当該システムの専用端末以外では使用することができないよう対策が講じられている。</li> <li>・不正持出しの抑制手段として、全操作履歴を記録することによる監視を行っている。</li> <li>・データベースは暗号化されており、パスワード入力による暗号解除を行わない限り参照することができない。</li> </ul>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務総合支援システム内の特定個人情報ファイルは、税務総合支援システム端末以外から閲覧することができない。</li> <li>・税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限し、情報資産の持出しができないようにしている。ただし、規定等に基づき、情報資産を外部へ持ち出す必要がある場合については、当該規定及びサブシステム所管部署の申請に基づき、情報資産の持出しを可能としている。この際には、例外的に外部記録媒体の使用が許可されている端末により、システム管理部署がデータの移行を実施している。</li> <li>・ハードコピー等の紙資料については、取扱いに細心の注意を払うよう、研修や自己点検表等により注意喚起している。</li> <li>・東京都特定個人情報の保護に関する条例第25条により、必要な範囲を超えての作成を禁止している。</li> </ul>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・オンライン入力について職員の誤入力等のリスクが想定されるが、オンライン入力した案件については、処理および入力内容に誤りがないか、本人の確認の他に第三者からの照合、更に別の第三者からの再検作業を行い、三重の確認作業を行っている。

・オンライン入力に使用した所得税申告書資料や各システムから印刷したハードコピー資料等の特定個人情報が記載されている紙資料について紛失や権限外の者に不正使用等されるリスクが想定されるが、紙資料については鍵の付いたロッカーに町名・五十音順にファイリングされて保管することで使用中のファイルがあれば分かるように並べており、帰庁時には使用中であっても必ずロッカーに全て返却し返却漏れがないか確認してから鍵を閉めて帰庁している。また、帰庁後に特定個人情報等の書類のしまい忘れや鍵の閉め忘れがないかなどについて、他部署の執務室を相互点検するなどの措置を定期的に行っている。

・税務総合支援システムでは、定期的なログ分析による不正使用の検出が困難であることから、専用端末以外からのアクセス不可、時間外使用不可、業務ごとに付与された権限外の使用不可、データ書き出し制限、職員間で共有する窓口端末の指静脈認証等、システムそのものに強力なセキュリティ対策を施すことで、不正使用のリスク対策を講じている。

・また、不正使用の疑いがある場合には、操作ログを元に、システム管理部署において、参照情報と業務内容の関係性を確認している。

・さらに、不正使用を未然に防ぐため、毎年実施する研修で上記作業を行うことについて職員に周知している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p>【委託事項1・委託事項2・委託事項3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約で下記事項を規定している。</li> <li>(1) 責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所の提出</li> <li>(2) 業務従事者への遵守事項の周知及び実施報告の提出</li> <li>(3) 再委託の承諾申請の提出</li> <li>(4) 作業担当者の名簿の提出 等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先がプライバシーマーク等を保有していることを確認している。</li> <li>・委託元が委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認している。</li> </ul> <p>【委託事項4】</p> <p>委託先と取り交わす契約において、業務の履行に際して知りえた秘密情報の目的外利用及び第三者への提供等の禁止、業務の履行に際して知り得た秘密情報の複写及び複製の禁止、事故等発生時の速やかな報告などを求めている。また、「個人情報の保護に関する法律」及び「東京都個人情報の保護に関する条例」を遵守して取り扱うよう求めており、履行開始日までに誓約書を提出させている。</p> <p>【委託事項5】</p> <p>委託先と取り交わす契約において、個人情報、税務情報及びその他の秘密情報の保持に厳重な注意を払い、漏えい等しないよう契約期間満了後も含め求めている。また、業務の履行に際して知りえた秘密情報の目的外利用及び第三者への提供等の禁止、業務の履行に際して知り得た秘密情報の複写及び複製の禁止、特定個人情報記載の書類やミスコピーその他一切のものを作業場所から持ち出さないよう求めている。また、「個人情報の保護に関する法律」及び「東京都個人情報の保護に関する条例」を遵守して取り扱うよう求めており、履行開始日までに誓約書を提出させている。また、委託作業場所においては、都職員が常時作業を監視しており、昼食休憩時間等においても都職員が交代で休憩を取ること委託作業員だけが作業場所に残ることのないようにしている。</p> <p>【委託事項6、7】</p> <p>現場を総括する業務責任者を選任し委託元に届け出る旨を、委託契約で規定している。</p>
-------------	---

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
-----------------------	------------	--

	<p>具体的な制限方法</p>	<p>【委託事項1】          ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。          ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、使用する期間のみ有効とし、有効期間が経過した場合には当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを開覧できないようにしている。</p> <p>【委託事項2】          ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。          ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、該当委託先はサーバ管理のみ使用するため、当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを開覧できないようにしている。</p> <p>【委託事項3】          ・委託先の全体関連図・体制図の作成、秘密の保持、目的外使用の禁止、複写及び複製の禁止、作業場所以外への持ち出し禁止、情報の保管及び管理等を委託契約で規定している。</p> <p>【委託事項4】          委託先と取り交わす契約において、配送は都が用意し都職員が引き渡す施錠した文書収受箱等により行うよう求めている。また、受託者は都職員が施錠した文書収受箱を受領し所管の都税事務所において都職員に開錠させてから資料を引き渡すことを求めている。また、受託者は文書配送の都度、引渡・受領確認票に都職員から受領印を徴し、履行完了後、速やかに提出するよう求めている。</p> <p>【委託事項5】          委託先と取り交わす契約において、一日の作業終了時に、複写件数、複写資料の枚数、ミスコピーの枚数及び成果物の確認状況等を作業報告書に記載させ、成果物およびミスコピー書類とともに都職員に提出させている。また、都職員は作業開始前および作業開始後のコピー機カウンターを記録しており成果物およびミスコピーとの照合を行っている。</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>		<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;          1) 記録を残している                      2) 記録を残していない</p>
	<p>具体的な方法</p>	<p>【委託事項1・委託事項2・委託事項3】          ・施錠された保管庫等での管理、管理状況の記録、管理記録の報告等を委託契約で規定している。          ・システムの全操作履歴(ユーザID、操作時間、操作内容等)を記録している。データベースに関しては、いつどの情報にアクセスし、抽出したのかが記録されている。また、操作履歴データは、暗号化により改竄や削除ができないようにしている。なお、記録は1年以上保存している。</p> <p>【委託事項4】          委託先と取り交わす契約において、配送は都が用意し都職員が引き渡す施錠した文書収受箱等により行うよう求めている。また、受託者は都職員が施錠した文書収受箱を受領し所管の都税事務所において都職員に開錠させてから資料を引き渡すことを求めている。また、受託者は文書配送の都度、引渡・受領確認票に都職員から受領印を徴し、履行完了後、速やかに提出するよう求めている。</p> <p>【委託事項5】          委託先と取り交わす契約において、一日の作業終了時に、複写件数、複写資料の枚数、ミスコピーの枚数及び成果物の確認状況等を作業報告書に記載させ、成果物およびミスコピー書類とともに都職員に提出させている。また、都職員は作業開始前および作業開始後のコピー機カウンターを記録しており成果物およびミスコピーとの照合を行っている。</p> <p>【委託事項6】          ・作業完了後、委託先と委託元の双方が箱数の確認印を押印した「作業数量確認書」を作成し、毎月委託元へ提出することを委託契約で規定している。</p> <p>【委託事項7】          ・処理完了後、溶解証明書を毎月委託元へ提出することを委託契約で規定している。</p>

特定個人情報の提供ルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input checked="" type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について委託契約で規定している。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><b>【委託事項1・委託事項2】</b>            ・目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について、委託契約で規定している。            ・データセンタへの入室に際しては、静脈認証を必要とする等、厳重なセキュリティ対策を行っている。</p> <p><b>【委託事項3】</b>            ・目的外使用の禁止、情報の保管及び管理、再委託の取扱い、委託元による実地調査及び指導、データ受領について委託元及び維持管理業者と協議のうえ決定すること等を委託契約で規定している。</p> <p><b>【委託事項4】</b>            委託先と取り交わす契約において、業務の履行に際して知りえた秘密情報の目的外利用及び第三者への提供等の禁止、業務の履行に際して知り得た秘密情報の複写及び複製の禁止、事故等発生時の速やかな報告などを求めている。また、「個人情報の保護に関する法律」及び「東京都個人情報の保護に関する条例」を遵守して取り扱うよう求めており、履行開始日までに誓約書を提出させている。また、委託先への特定個人情報の提供にあたっては、都が用意し都職員が引き渡す施錠した文書収受箱等により行うよう求めており、委託先の配送員は都職員が施錠した文書収受箱を受領し所管の都税事務所において都職員に開錠させてから資料を引き渡すことを求めている。さらに、委託先の配送員は文書配送の都度、引渡・受領確認票に都職員から受領印を徴し、履行完了後、速やかに提出するよう求めている。</p> <p><b>【委託事項5】</b>            委託先と取り交わす契約において、個人情報、税務情報及びその他の秘密情報の保持に厳重な注意を払い、漏えい等しないよう契約期間満了後も含め求めている。また、業務の履行に際して知りえた秘密情報の目的外利用及び第三者への提供等の禁止、業務の履行に際して知り得た秘密情報の複写及び複製の禁止、特定個人情報記載の書類やミスコピーその他一切のものを作業場所から持ち出さないよう求めている。また、「個人情報の保護に関する法律」及び「東京都個人情報の保護に関する条例」を遵守して取り扱うよう求めており、履行開始日までに誓約書を提出させている。また、税務署から提供を受ける特定個人情報資料については、都職員が税務署から受領した後に都職員から委託先の作業員へ提供し、作業終了後には委託先の作業員から都職員へ返却した後に都職員から税務署へ返却することになっており、受領時および返却時に都職員が記録簿を付けて紛失等のないよう管理している。</p> <p><b>【委託事項6】</b>            委託契約で下記事項を規定している。            ・配送及び引取りは、施錠可能なコンテナ車を使用する。            ・配送及び引取りの際は、従事する作業員に写真付き証明書(社員証等)を提示するとともに、委託元職員に対して配送及び引取りの事実を証する書面を交付する。</p> <p><b>【委託事項7】</b>            委託契約で下記事項を規定している。            ・引渡しの際、委託元に身分証明書を提示し、確認を受ける。            ・運搬にあたっては、荷台を施錠するとともに、委託元職員が随行する。            ・委託先作業員は、一連の作業の際、運搬車から離れてはならず、作業においては文書保存箱の内容物を一片たりとも散逸、抜取り等してはならない。            ・搬入された箱はほかの場所に一時保管することなく直ちに処理を開始し、その日のうちに処理を終える。</p>

特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
<p>ルールの内容及び ルール遵守の確認方法</p>	<p><b>【委託事項1】</b> ・ 契約履行完了後に外部記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することを、委託契約で規定している。 ・ 消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等については報告書類にて確認している。</p> <p><b>【委託事項2】</b> ・ 管理するサーバ内の特定個人情報は、委託事項1の委託先が消去することとしている。</p> <p><b>【委託事項3】</b> ・ 帳票納品後10日以内にデータの削除を実施している。 ・ 削除したデータや削除した日付等については報告書類にて確認している。</p> <p><b>【委託事項4】</b> 委託先と取り交わす契約において、配送は都が用意し都職員が引き渡す施錠した文書収受箱等により行うよう求めている。なお、委託先の配送員は都職員が施錠した文書収容箱を受領し所管の都税事務所において都職員に開錠させてから資料を引き渡すことを求めている。また、委託先の配送員は文書配送の都度、引渡・受領確認票に都職員から受領印を徴し、履行完了後、速やかに提出するよう求めている。</p> <p><b>【委託事項5】</b> 委託先と取り交わす契約において、一日の作業終了時に、複写件数、複写資料の枚数、ミスコピーの枚数及び成果物の確認状況等を作業報告書に記載させ都職員に提出させている。</p> <p><b>【委託事項6】</b> 委託契約で下記事項を規定している。 ・ 搬入された文書保存箱を開封することなく直接溶解槽に投入し、処理する。 ・ 処理に際して、委託元職員の立会いを認める。 ・ 機械トラブル等やむを得ない理由により箱を開封する必要がある場合は、委託元の監視のもとで開封する。この場合、内容物を直ちに溶解槽に投入し、一片たりとも散逸、抜き取り等してはならない。 ・ 処理完了後、溶解証明書を毎月委託元へ提出する。</p> <p><b>【委託事項7】</b> 委託契約で下記事項を規定している。 ・ 搬入された文書保存箱を開封することなく直接溶解槽に投入し、処理する。 ・ 処理に際して、委託元職員の立会いを認める。 ・ 機械トラブル等やむを得ない理由により箱を開封する必要がある場合は、委託元の監視のもとで開封する。この場合、内容物を直ちに溶解槽に投入し、一片たりとも散逸、抜き取り等してはならない。</p>	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 定めている ]</span> <span>&lt;選択肢&gt; 1) 定めている</span> <span>2) 定めていない</span> </div>
規定の内容	<p><b>【委託事項1・委託事項2】</b>          ・委託契約で下記事項を規定している。          (1) プログラム、データ等が格納されたサーバ及び端末機器等は、適切なアクセス権限を設定すること。          (2) 外部記録媒体でやり取りするプログラム、データ等は、最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトでチェックすること。          (3) セキュリティ監査を実施する際は協力すること。          (4) 委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく委託元に報告すること。</p> <p><b>【委託事項3】</b>          ・委託契約で下記事項を規定している。          (1) 目的外使用の禁止、情報の保管及び管理、再委託の取扱い、委託元による実地調査及び指導          (2) 委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく委託元に報告すること。          (3) 委託業務で特定個人情報を取り扱う際、ネットワークや端末等の機器、機器が設置してある部屋等について、どのようなセキュリティ対策を講じるかを報告すること。</p> <p><b>【委託事項4】</b>          委託先と取り交わす契約において、配送は都が用意し都職員が引き渡す施錠した文書収受箱等により行うよう求めている。なお、委託先の配送員は都職員が施錠した文書収受箱を受領し所管の都税事務所において都職員に開錠させてから資料を引き渡すことを求めている。また、受託者は文書配送の都度、引渡・受領確認票に都職員から受領印を徴し、履行完了後、速やかに提出するよう求めている。</p> <p><b>【委託事項5】</b>          委託先と取り交わす契約において、個人情報、税務情報及びその他の秘密情報の保持に厳重な注意を払い、漏えい等しないよう契約期間満了後も含め求めている。また、業務の履行に際して知りえた秘密情報の目的外利用及び第三者への提供等の禁止、業務の履行に際して知り得た秘密情報の複写及び複製の禁止、特定個人情報記載の書類やミスコピーその他一切のものを作業場所から持ち出さないよう求めている。また、「個人情報の保護に関する法律」及び「東京都個人情報の保護に関する条例」を遵守して取り扱うよう求めており、履行開始日までに誓約書を提出させている。</p> <p><b>【委託事項6】</b>          ・目的外使用の禁止、情報の保管及び管理 等</p> <p><b>【委託事項7】</b>          ・目的外使用及び第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、再委託の禁止、誓約書の提出 等</p>

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>【委託事項1・委託事項2】 ・委託元と委託先の間で取り交わされている契約内容と同等の条件を再委託先においても課している。 ・委託元が再委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認している。 ・委託先が再委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく報告させている。</p> <p>【委託事項3・委託事項4・委託事項5・委託事項7】 再委託を禁止している。</p> <p>【委託事項6】 再委託先への特定個人情報ファイルの受渡し、廃棄作業時に委託元が立合っている。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	他道府県との間で個人情報の提供等行う場合は特定個人情報の提供等対象者の名称、特定個人情報の提供の日時、提供先及び提供する特定個人情報の項目等を通報処理簿及び受報処理簿に記録して、7年間保存するなどの措置をとる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	国税庁及び他道府県との間で行う提供等の作業については、事務マニュアルや実施手順書において提供方法等を規定している。具体的には、通報に当たっては所属長の確認・決裁を得た上で通報処理簿に記録のうえ通報を行っており、受報する際にも収受印の押印と受報処理簿の記載やファイリング等を行い適切に管理するよう事務処理方法についても定めている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	国税庁及び他道府県に特定個人情報を提供するに当たっては所属長の確認・決裁を得てから提供しており、提供した内容等については通報処理簿に記録している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	国税庁及び他道府県に特定個人情報を提供する際には、提供する対象者や提供する情報及び提供先等について所属長の確認・決裁を得たもの以外は提供しておらず、提供した内容等については通報処理簿に記録している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【紙媒体】 ・文書等の取扱いに関する規定に基づき、施錠された書庫に保管している。 ・文書の預入れを行う場合の保管倉庫は、地盤が強固で、海拔が高く、河川、池沼、運河、ため池等に隣接せず、近隣に危険物貯蔵倉庫及び工場がなく、人口及び建築物の密集地域ではない場所に建設している。 ・上記保管倉庫は、専用保管庫として設計された耐震・耐火構造を備えた堅固な建築物であり、外部からの侵入を防ぐための人的及び施設的管理体制(警備員による警備、監視カメラ、警報装置、赤外線センサー等)を備え、入退室は権限のある者のみ可能とし、入退室の記録をとり、一定期間保管している。  【税務総合支援システム(サーバ)】 ・特定個人情報を保管するデータセンタは、都市計画法における防火・準防火地域に指定されていること、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により、選定している。 ・データセンタは監視カメラ及び有人による監視を行っているとともに、入室に際してはICカード及び静脈認証を必要とし、持ち込む媒体・機器を制限する等、厳重なセキュリティ対策を行っている。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【税務総合支援システム】 ・税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限し、予期しないデータの取込み及び持出しができないようにしている。さらに、データはソフトにより暗号化されているため、税務総合支援システム端末以外からデータを閲覧することはできない。 ・サーバ、端末等の機器にはウイルス対策ソフトを適用するとともに、パターンファイルの更新を定期的に行うことにより、ウイルス感染を防止している。さらに、税務総合支援システムはクローズドネットワークにより運用されており、外部ネットワークから接続できないようになっている。なお、税務総合支援システムと外部システム間のデータ連携は委託業者の運用作業場所である、システム運用拠点(以下「運用拠点」と言う。)で暗号化された専用の外部記録媒体を使用して行っている。なお、運用拠点への入室はデータセンタ同様静脈認証が必要である。また、データ移行完了後、外部記録媒体上のデータを削除している。 ・外部記録媒体を介して税務総合支援システムへデータを取り込んでいる国税連携システムに係るネットワークについては、ファイアウォールを適用するとともに、接続状況を監視することにより、不正接続への対策を行っている。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容	<p>① 平成29年1月17日、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、排出量取引に利用する指定管理口座の名義人情報を環境局ホームページで公表している。個人情報については希望する場合に公表するものとしているが、公表を希望しない個人の名義人情報(8指定口座396名分)がホームページで閲覧可能な状況になっており、個人情報が出た。</p> <p>② 平成29年3月10日、都税のクレジットカード納付を行うために受託事業者が運営している「都税クレジットカードお支払サイト」について、ソフトウェアの脆弱性に起因する第三者による不正アクセスが確認され、サーバ上に保持していたクレジットカード番号及び有効期限(36万4,181件)メールアドレス(36万2,049件)の情報を不正に取得されていたことが判明した。</p> <p>③ 平成29年9月1日、一般財団法人東京マラソン財団から海外メディア記者126名に対し、東京マラソンの申込者数についてプレスリリースのメール配信を実施した際、記者126名のメールアドレスを誤ってbccではなくccに入力し、メールアドレスが表示された状態で一斉送信してしまった。</p> <p>④ 平成29年11月29日、建設局職員が出張先において、所属職員324名分の個人情報を記載した緊急連絡網等が入った鞆を置いたまま移動し、紛失した。</p> <p>⑤ 平成30年4月24日、上野動物園で行った動物の観覧抽選に関し、指定管理者の委託先事業者が当選ハガキ上を発送したところ、内209件について、「代表者氏名」「同行者氏名」の全部または一部に他の当選者(代行者・同行者)の氏名が記載されていた。</p> <p>⑥ 平成30年9月21日、公益財団法人東京都公園協会が、委託事業者(131社)に電子メールを送信する際に、誤って委託事業者のメールアドレスを「宛先」欄へ入力し送信した結果、委託事業者(131社)の会社名、担当者名及びメールアドレスが送信先に漏えいした。</p>
再発防止策の内容	<p>① システム改修により、出力した口座一覧を所属内で回付・確認する体制を構築する。環境局内で本件について周知し、職員に対し改めて個人情報の適切な取扱いについて徹底するよう注意喚起をした。環境局所管のホームページにおいて公表している情報について、公表理由や公表の適否等を確認する点検を実施した。情報セキュリティ委員会事故対策部会を開催し、事故の原因の確認及び再発防止策について検討を行った。</p> <p>② ソフトウェアの脆弱性について修正を行うとともに、サイト全体の安全性を総点検し、システム変更やサーバ監視体制の強化を実施した。カード情報やメールアドレスは、サーバ内に保持しない等の措置を講じた。サイトの運用面においては、運用基準を見直し、危機管理体制を強化した。今後も安全なサイト運営のために、セキュリティ対策の強化を継続して実施する。</p> <p>③ 財団事務局長による職員への事案周知、情報管理に関する注意喚起を行うとともに、複数人への同時メール送信におけるccの使用原則禁止とした。また、情報管理に関する財団全職員悉皆の研修を緊急に実施した。</p> <p>④ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に対し通知を発出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。</p> <p>⑤ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に通知を発出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。また、他の監理団体及び指定管理者に対しても、同様の事故が起きないように指導した。</p> <p>⑥ 東京都公園協会において、個人情報の取扱いの徹底など周知するとともに、職員に対しても本件周知と情報管理の徹底を指示した。建設局においても、「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止を徹底した。</p>
⑩死者の個人番号	<p>[ 保管している ] &lt;選択肢&gt; 1) 保管している 2) 保管していない</p>
具体的な保管方法	<p>生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。</p>
その他の措置の内容	<p>バックアップデータについても、システムで使用している元データと同様の方法にて安全管理措置を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住所変更の届を納税者に提出してもらい、住所を更新する。 ・納税通知書等の返戻調査時に新たな住所が判明すれば更新している。 ・所得税等申告情報に変更があれば、国税庁・税務署からの情報提供を受けた際に確認し更新している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	【紙媒体】 ・廃棄等に関する規定に基づき、保存期間経過後、職員の立会いのもとで溶解等により廃棄を行っている。運搬・廃棄にあたっては、委託先から適切に処理する旨の誓約書を徴取している。また、廃棄後にすべての書類等を廃棄したことを示す溶解証明を徴取している。 ・軽易な文書(資料文書)については、事務遂行上必要な期間の終了する日をもって随時に廃棄を行っている。  【税務総合支援システム(サーバ)】 ・課税から収入までの一連のサイクルを完了した課税データについて、電子データの削除等に関する規定に基づき、委託先によるバッチ処理により削除している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>文書の保管契約、文書廃棄の溶解処理に係る運搬契約、文書廃棄の溶解処理契約において、「公文書等を一片たりとも散逸及び抜き取ることなく、またその内容や知り得た事項を外に漏らさず契約書の内容を厳守して処理を行う」旨の誓約書を委託業者から徴取するとともに、仕様書において、文書の安全管理や秘密の保護、作業方法、業者の資格等様々な条件を定め、リスクに対する措置を行っている。</p>	

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
②国税連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他道府県から送信される情報以外は入手できない。                      なお、他道府県に課税権のあるデータがあることが判明した場合は、速やかに他道府県にデータを回送する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている 2) 十分である                      3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の入手元である国税庁及び他道府県は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている 2) 十分である                      3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、都が国税庁及び他道府県から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、都が国税庁及び他道府県から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられており、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行い、修正等行われた情報が国税庁や他道府県から送信されてくる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている 2) 十分である                      3) 課題が残されている</p>
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。                      ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。                      ・セキュリティについては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年5月1日総務省告示第206号)に定められた事項を順守するとともに、局内のセキュリティ実施手順において端末の管理に関する事項等を定め、順守することとしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている 2) 十分である                      3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)は、都における宛名システム等との接続はない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)では、税務事務に係るデータのみを保有しているため、税務事務以外の情報と紐付けることはできない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・国税連携システム(eLTAX)および国税データ閲覧機能を使用する職員に対して、職員ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・パスワードは3か月に1度変更しなければならず、システム上も、同頻度でのパスワード変更を利用の必須条件としている。 ・操作内容は、システム稼働当初から現在に至るまで操作ログとして保管されており、いつどのユーザIDでログインしたのかを把握できるようにしている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・人事担当部署が職員の異動情報を把握又は公表次第、異動情報をシステム管理部署へ連絡している。 ・これに基づき、システム管理部署が各ユーザIDに必要な必要な権限を付与・削除している。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限については、システム管理部署が全ての権限を一元的に管理しており、操作者の所属及び業務に合わせて、システムの機能ごとに「更新・参照可」、「参照のみ可」、「更新・参照不可」の権限を設定している。 ・設定に際しては、サブシステム所管部署より権限設定申請を受領し、システム管理部署での承認を経て申請内容をシステムへ反映している。 ・設定済の内容については、毎年度末に見直しを行うことにより、付与する権限に過不足が生じないようにしている。 ・権限に変更を加えた際には、システム管理部署が権限設定状況を示した一覧表を更新することにより、どの部署にどのような権限が設定されているのかを把握できるようにしている。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムの全操作履歴(ユーザID、操作時間、操作内容等)を記録している。データベースに関しては、どのユーザIDで、どの情報にアクセスし、抽出したのかを記録し、この記録を保存している。なお、当該操作履歴はシステム利用者がアクセスすることはできず、改ざん防止を図っている。
その他の措置の内容	・システム管理部署は、不正な操作の疑いがある場合には、参照情報と業務内容の関係性を確認している。 ・不正アクセスを未然に防ぐため、毎年実施する研修で上記作業を行うことについて職員に周知している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都特定個人情報の保護に関する条例」で目的外利用は禁止されている。</li> <li>・局内の規定において、原則、情報資産の外部持ち出しを禁止している。</li> <li>・これらを担保する手段として、上記条例等を研修や自己点検表等で職員へ周知するとともに、税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限すること等により、容易に情報資産の持ち出しができないようにしている。</li> <li>・税務総合支援システムは、当該システムの専用端末以外では使用することができないよう対策が講じられている。</li> <li>・不正持出しの抑制手段として、全操作履歴を記録することによる監視を行っている。</li> <li>・データベースは暗号化されており、パスワード入力による暗号解除を行わない限り参照することができない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム端末については、外部記録媒体の使用が不可能であるため、情報資産の持ち出しはできない。</li> <li>・東京都特定個人情報の保護に関する条例第25条により、必要な範囲を超えての作成を禁止している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>システムから印刷したハードコピー資料等の特定個人情報が記載されている紙資料について紛失や権限外の者に不正利用等されるリスクが想定されるが、紙資料については鍵の付いたロッカーに町名・五十音順にファイリングされて保管することで使用中のファイルがあれば分かるように並べており、帰庁時には使用途中であっても必ずロッカーに全て返却し返却漏れがないか確認してから鍵を閉めて帰庁している。また、帰庁後に特定個人情報等の書類のしまい忘れや鍵の閉め忘れがないかなどについて、他部署の執務室を相互点検するなどの措置を定期的に行っている。</p>	

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** [ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約で下記事項を規定している。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所の提出</li> <li>(2) 業務従事者への遵守事項の周知及び実施報告の提出</li> <li>(3) 再委託の承諾申請の提出</li> <li>(4) 作業担当者の名簿の提出 等</li> </ul> </li> <li>委託先がプライバシーマーク等を保有していることを確認している。</li> </ul>
-------------	---

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 制限している <span style="margin-left: 100px;">2) 制限していない</span>
-----------------------	---

具体的な制限方法	<p><b>【委託事項1】</b>                  ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。                  ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、使用する期間のみ有効とし、有効期間が経過した場合には当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを閲覧できないようにしている。</p> <p><b>【委託事項2】</b>                  ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。                  ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、該当委託先はサーバ管理のみ使用するため、当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを閲覧できないようにしている。</p> <p><b>【委託事項3】</b>                  委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき割り当てを行っている。ユーザIDの設定に際しては、用途を確認したうえで必要最小限の権限のみ付与し、使用する期間のみ有効とし、有効期間が経過した場合には当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを閲覧できないようにしている。</p>
----------	--

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 記録を残している <span style="margin-left: 100px;">2) 記録を残していない</span>
-------------------	---

具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>施錠された保管庫等での管理、管理状況の記録、管理記録の報告等を委託契約で規定している。</li> <li>システムの全操作履歴(ユーザID、操作時間、操作内容等)を記録している。データベースに関しては、どのユーザIDで、どの情報にアクセスし、抽出したのかを記録し、この記録を保存している。なお、当該操作履歴はシステム利用者がアクセスすることはできず、改ざん防止を図っている。</li> </ul>
--------	---

特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 定めている <span style="margin-left: 100px;">2) 定めていない</span>
--------------	--

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について委託契約で規定している。
-----------------------------------	--

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><b>【委託事項1・委託事項2】</b>                  ・目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について、委託契約で規定している。                  ・データセンタへの入室に際してはICカード及び静脈認証を必要とし、持ち込む媒体・機器を制限する等、厳重なセキュリティ対策を行っている。</p> <p><b>【委託事項3】</b>                  目的外使用の禁止、情報の保管及び管理、再委託の取扱い、実地調査及び指導等について契約で取り交わしている。</p>
-----------------------------------	--



特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		<p>【委託事項1】 ・契約履行完了後に当該委託業務に係る情報を全て消去することを、委託契約で規定しており、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面の報告を求めている。</p> <p>【委託事項2】 ・管理するサーバ内の特定個人情報は、委託事項1の委託先が消去することとしている。</p> <p>【委託事項3】 委託先と取り交わす契約において、当該委託業務に係る情報を全て消去することが規定されており、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面の報告を求めている。また、当該報告書と併せて情報消去済みの記録媒体を返送させ、消去済みであることを委託元において確認している。なお、記録媒体の搬送時には、パスワードロック式のセキュリティボックスを使用している。</p>
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<p>・委託契約で下記事項を規定している。</p> <p>(1)プログラム、データ等が格納されたサーバ及び端末機器等は、適切なアクセス権限を設定すること。</p> <p>(2)電子媒体でやり取りするプログラム、データ等は、最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトでチェックする。</p> <p>(3)セキュリティ監査を実施する際は協力すること。</p> <p>(4)委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく委託元に報告する。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<p>・委託元と委託先の間で取り交わされている契約内容と同等の条件を再委託先においても課している。</p> <p>・委託元が再委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認している。</p> <p>・委託先が再委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく報告させている。</p>
その他の措置の内容		<p>・委託に関する契約書や仕様書及び受託者から受領する誓約書等の書類については、文書等の取扱いに関する規定の保存期間に基づき施錠保管している。</p> <p>・委託先に対し、作業場所へ業務に関係がない物の持込みを禁止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信先、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録している。(記録の保存期間は最大730日)	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	国税庁及び他道府県との間で行う提供等の作業については、局内のマニュアルやセキュリティに関する規定において国税連携システムでの提供方法等を規定している。具体的には、他道府県に提供する際には所属長の確認・決裁を得た上で通報処理簿に記録のうえ電子データでの通報を行っており、受領する際にも受報処理簿の記載等を行い適切に管理するよう事務処理方法についても定めている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁及び他道府県に特定個人情報を提供するに当たっては所属長の確認・決裁を得てから提供しており、提供した内容等については通報処理簿に記録している。</li> <li>・また、国税連携システムにおいては、ユーザ認証を受けたアクセス権限のある者以外は操作できず、提供先として国税庁及び道府県以外を設定することはできない仕様となっている。</li> <li>・なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁及び他道府県に特定個人情報を提供する際には、提供する対象者や提供する情報および提供先等について所属長の確認・決裁を得たもの以外は提供しておらず、提供した内容等については通報処理簿に記録している。</li> <li>・また、都と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。都から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するように系統的に担保している。</li> <li>・なお、他道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		



## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している    2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない    4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している    2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している    2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している    2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【税務総合支援システム(サーバ)】 ・特定個人情報を保管するデータセンタは、都市計画法における防火・準防火地域に指定されていること、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により、選定している。 ・データセンタは監視カメラ及び有人による監視を行っているとともに、入室に際してはICカード及び静脈認証を必要とし、持ち込む媒体・機器を制限する等、厳重なセキュリティ対策を行っている。  【国税データ閲覧機能(サーバ)】 特定個人情報を保管するデータセンタは、浸水対策を施した場所に立地していること、データ保管に利用するキャビネット等を耐火仕様にする、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び停電時にも機器の稼働を止めないための非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により選定している。データセンタへの立ち入りはICカード所持者に限られている。また、サーバ室に入るためには、ICカードに加え、パスワード及び指紋認証を必要とする等、厳重なセキュリティ対策を行っている。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【国税連携システム】 ・国税連携システム端末での外部記録媒体の使用を制限し、予期しないデータの取り込み及び持ち出しができないようにしている。 ・サーバ、端末等の機器にはウイルス対策ソフトを適用するとともに、パターンファイルの更新を定期的に行うことにより、ウイルス感染を防止している。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)との接続は、LGWANを使用し、ファイアウォールを適用するとともに、接続状況を監視することにより、不正接続への対策を行っている。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり    2) 発生なし

その内容	<p>① 平成29年1月17日、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、排出量取引に利用する指定管理口座の名義人情報を環境局ホームページで公表している。個人情報については希望する場合に公表するものとしているが、公表を希望しない個人の名義人情報(8指定口座396名分)がホームページで閲覧可能な状況になっており、個人情報が出た。</p> <p>② 平成29年3月10日、都税のクレジットカード納付を行うために受託事業者が運営している「都税クレジットカードお支払サイト」について、ソフトウェアの脆弱性に起因する第三者による不正アクセスが確認され、サーバ上に保持していたクレジットカード番号及び有効期限(36万4,181件)メールアドレス(36万2,049件)の情報を不正に取得されていたことが判明した。</p> <p>③ 平成29年9月1日、一般財団法人東京マラソン財団から海外メディア記者126名に対し、東京マラソンの申込者数についてプレスリリースのメール配信を実施した際、記者126名のメールアドレスを誤ってbccではなくccに入力し、メールアドレスが表示された状態で一斉送信してしまった。</p> <p>④ 平成29年11月29日、建設局職員が出張先において、所属職員324名分の個人情報を記載した緊急連絡網等が入った鞆を置いたまま移動し、紛失した。</p> <p>⑤ 平成30年4月24日、上野動物園で行った動物の観覧抽選に関し、指定管理者の委託先事業者が当選ハガキ上を発送したところ、内209件について、「代表者氏名」「同行者氏名」の全部または一部に他の当選者(代行者・同行者)の氏名が記載されていた。</p> <p>⑥ 平成30年9月21日、公益財団法人東京都公園協会が、委託事業者(131社)に電子メールを送信する際に、誤って委託事業者のメールアドレスを「宛先」欄へ入力し送信した結果、委託事業者(131社)の会社名、担当者名及びメールアドレスが送信先に漏えいた。</p>
再発防止策の内容	<p>① システム改修により、出力した口座一覧を所属内で回付・確認する体制を構築する。環境局内で本件について周知し、職員に対し改めて個人情報の適切な取扱いについて徹底するよう注意喚起をした。環境局所管のホームページにおいて公表している情報について、公表理由や公表の適否等を確認する点検を実施した。情報セキュリティ委員会事故対策部会を開催し、事故の原因の確認及び再発防止策について検討を行った。</p> <p>② ソフトウェアの脆弱性について修正を行うとともに、サイト全体の安全性を総点検し、システム変更やサーバ監視体制の強化を実施した。カード情報やメールアドレスは、サーバ内に保持しない等の措置を講じた。サイトの運用面においては、運用基準を見直し、危機管理体制を強化した。今後も安全なサイト運営のために、セキュリティ対策の強化を継続して実施する。</p> <p>③ 財団事務局長による職員への事案周知、情報管理に関する注意喚起を行うとともに、複数人への同時メール送信におけるccの使用原則禁止とした。また、情報管理に関する財団全職員悉皆の研修を緊急に実施した。</p> <p>④ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に対し通知を発出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。</p> <p>⑤ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に通知を発出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。また、他の監理団体及び指定管理者に対しても、同様の事故が起きないように指導した。</p> <p>⑥ 東京都公園協会において、個人情報の取扱いの徹底など周知するとともに、職員に対しても本件周知と情報管理の徹底を指示した。建設局においても、「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止を徹底した。</p>
⑩死者の個人番号	<p>[ 保管している ] &lt;選択肢&gt; 1) 保管している 2) 保管していない</p>
具体的な保管方法	<p>生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。</p>
その他の措置の内容	<p>バックアップデータについても、システムで使用している元データと同様の方法にて安全管理措置を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・国税庁・税務署に提出された所得税の訂正申告、修正申告、更正決議書等についてもデータの提供を受けており最新情報の取り込み処理も行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	【税務総合支援システム(サーバ)】 ・課税から収入までの一連のサイクルを完了した課税データについて、電子データの削除等に関する規定に基づき、委託先によるバッチ処理により削除している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分にやっている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<p>・情報セキュリティ責任者・個人情報管理責任者及び全職員は、毎年度1回以上、点検表に基づき、職場の文書管理、情報セキュリティ及び個人情報安全管理に関する点検を行っている。</p> <p>点検結果については、主税局情報セキュリティ委員会へ報告している。</p> <p>・また、国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p>	
②監査	[ 十分にやっている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<p>1. 内部監査 以下の観点で内部監査人による特定個人情報保護監査を定期的実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検結果の確認</li> <li>・情報資産台帳・情報処理機器等の保有状況簿の確認</li> <li>・情報資産の保管・持ち出し等に係る帳票等の確認</li> <li>・執務室の視察</li> </ul> <p>2. 外部監査 以下の観点で、税務総合支援システム等を対象とした外部監査人による監査を2年に一度実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ機器等に対する脆弱性診断</li> <li>・セキュリティポリシー遵守や運用管理体制に関するヒアリング</li> </ul> <p>3. その他 国税連携システム(eLTAX)については、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p>なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、一般社団法人地方税電子化協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p>	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分にやっている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<p>全職員を対象に情報セキュリティ・個人情報保護の研修を実施している。研修の目的は、個人情報保護の重要性及び適正管理等に関する理解を深め、個人情報保護の遵守を徹底することである。具体的には、以下の研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年に1回の悉皆研修</li> <li>・個人端末からアクセスするeラーニング研修(理解度が基準に達しないと修了できない)</li> <li>・新規採用職員や他局転入職員等を対象とした研修</li> </ul> <p>なお、未受講者については、翌年度同様の研修を受講させている。また、eラーニングについては、システムにより受講管理を実施し、未受講者に受講を促すことで、未受講者が出ないようにしている。</p>	
3. その他のリスク対策		
—		

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	東京都主税局課税部課税指導課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎22階北側 03-5388-2969
②請求方法	法令等で定める様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、様式等について東京都公式ホームページ上で分かりやすく表示。
③手数料等	[ 有料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> (手数料額、納付方法: 納付書により、実費相当分(20円/1枚)の手数料を納付する。 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東京都主税局課税部課税指導課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎22階北側 03-5388-2969
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。



## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第16号	・番号法第9条第1項 別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	実態に合わせて修正
	別添1	(省略)	(省略)	事後	実態に合わせてより詳細な記載に修正
	II ファイルの概要① 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人、総務局行政部(住民台帳ネットワークシステム)、国税庁・税務署、他の道府県	本人又は本人の代理人、総務局行政部(住民台帳ネットワークシステム)、国税庁・税務署、他の道府県、国税連携システム(eLTAX)	事後	実態に合わせて修正
	II ファイルの概要① 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、専用線	事後	実態に合わせて修正
	II ファイルの概要① 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【所得税申告書等】 ○税務署で複写して入手する事務 ・3月下旬から4月上旬の繁忙期はほぼ毎日税務署へ行き複写して入手する。 ・5月から2月までは月に1回程度税務署へ行き複写して入手する。 ○他道府県からの入手(随時) ・他道府県において事業所所在地が都であることが判明し回送された都度入手する。	【所得税申告書等】 ○税務署で提供された所得税申告書等の書面を複写して入手する。 ・3月下旬から4月上旬の繁忙期はほぼ毎日税務署へ行き複写して入手する。 ・5月から2月までは月に1回程度税務署へ行き複写して入手する。 ○他道府県から所得税申告書等を書面で入手する。 ・他道府県において事業所所在地が都であることが判明し回送された都度入手する。 ○国税連携システムで受信した所得税申告書等データを税務総合支援システムに取込み入手する。 ・3月及び4月は、ほぼ毎週1回取込む。 ・5月から12月までは、毎月1回取込む。 ・なお、1月及び2月は取込みを行っていない。	事後	実態に合わせてより詳細な記載に修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱファイルの概要① 3. 特定個人情報への入手・使用 ⑧使用方法	<p>【所得税申告書等】</p> <p>○税務署で複写して入手する書類</p> <p>・電子データとして送信されない所得税申告書等の添付書類等を税務署へ行き複写して入手する。</p> <p>・入手した添付書類等を電子データで入手した情報と併せて審査し、課税処理等のシステム登録を行う。</p> <p>○他道府県からの入手</p> <p>・事務所、事業所が都内にあるが他道府県の税務署へ申告された所得税申告書等について紙媒体で入手する。</p> <p>・入手した所得税申告書等を審査し、課税処理等のシステム登録を行う。</p>	<p>【所得税申告書等】</p> <p>○税務署で複写して入手する所得税申告書等(紙)</p> <p>・電子データとして送信されない所得税申告書等の添付書類等を税務署へ行き複写して入手する。</p> <p>・入手した所得税申告書等(紙)を国税連携システムで受信し税務総合支援システムへ取込んだ所得税申告書等データの情報と併せて審査し、課税処理等のシステム登録を行う。</p> <p>○他道府県からの入手した所得税申告書等(紙)</p> <p>・事務所、事業所が都内にあるが他道府県の税務署へ申告された所得税申告書等について書面で入手する。</p> <p>・入手した所得税申告書等(紙)を審査し、課税処理等のシステム登録を行う。</p> <p>○国税連携システムで受信し税務総合支援システムへ取込む所得税申告書等データ</p> <p>国税連携システムで受信した所得税申告書等データのうち、個人事業税の課税審査の対象となる者のデータを税務総合支援システムに取込み、所得税申告書等(紙)及び関係書類の情報と併せて審査し、課税処理等のシステム登録を行う。</p>	事後	実態に合わせてより詳細な記載に修正
	Ⅱファイルの概要① 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税務総合支援システム維持管理及び運用業務委託	税務総合支援システム維持管理委託	事後	実態に合わせて修正
	Ⅱファイルの概要① 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	(記載なし)	税務総合支援システム運用委託	事後	実態に合わせて修正
	Ⅱファイルの概要① 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	(記載なし)	文書保存箱保管等委託	事後	実態に合わせて修正
	Ⅱファイルの概要① 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	(記載なし)	都税事務所等保管文書の溶解処理に係る文書保存箱の運搬委託	事後	実態に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱファイルの概要① 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	(記載なし)	都税事務所等保管文書の溶解処理委託	事後	実態に合わせて修正
	Ⅲリスク対策(プロセス)① 2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【個人事業税申告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。</li> <li>・必要に応じて、入手の際の本人確認の措置として、運転免許証等の提示を受け本人確認を行う。</li> <li>・窓口の場合、申告・申請・請求の目的や記載方法等を改めて説明した上で、内容を確認し書面を受け付ける。</li> </ul> <p>【所得税申告書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○税務署で複写して入手する書類 地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第8号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、税務署より提供される申告書以外は入手はできない。 なお、他道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他道府県に所得税申告書等を回送する。</li> </ul>	<p>【個人事業税申告書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。</li> <li>・入手の際の措置として、番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により本人確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・代理人から入手する際は、番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認する。</li> <li>・窓口の場合、申告・申請・請求の目的や記載方法等を改めて説明した上で、内容を確認し書面を受け付ける。</li> </ul> <p>【所得税申告書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○税務署で複写して入手する所得税申告書等(紙) 地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第9号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、国税庁・税務署より提供される申告書以外は入手はできない。 なお、他道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他道府県に所得税申告書等を回送する。</li> <li>○国税連携システムで受信し税務総合支援システムに取込む所得税申告書等データ 国税連携システムで受信した所得税申告書等データのうち、個人事業税の課税審査の対象となる者のデータのみを抽出して税務総合支援シ</li> </ul>	事後	実態に合わせてより詳細な記載に修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲリスク対策(プロセス)① 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	「東京都個人情報の保護に関する条例」で目的外利用は禁止されている。また、局内の規定において、原則、情報資産の外部持ち出しは禁止している。これらを担保する手段として、上記条例等を研修で職員へ周知するとともに、税務総合支援システム端末での外部記憶媒体の使用を制限すること等により、容易に情報資産の持ち出しができないようにしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都特定個人情報の保護に関する条例」で目的外利用は禁止されている。</li> <li>・局内の規定において、原則、情報資産の外部持ち出しを禁止している。</li> <li>・これらを担保する手段として、上記条例等を研修や自己点検表等で職員へ周知するとともに、税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限すること等により、容易に情報資産の持ち出しができないようにしている。</li> <li>・税務総合支援システムは、当該システムの専用端末以外では使用することができないよう対策が講じられている。</li> <li>・不正持ち出しの抑制手段として、全操作履歴を記録することによる監視を行っている。</li> <li>・データベースは暗号化されており、パスワード入力による暗号解除を行わない限り参照することができない。</li> </ul>	事後	実態に合わせてより詳細な記載に修正
	Ⅲリスク対策(プロセス)① 4. 特定個人情報がファイルの取扱いの委託	(記載なし)	委託事項2、6、7、8を追加	事後	実態に合わせて修正
	Ⅲリスク対策(プロセス)① 7. 特定個人情報の保管・消去	【個人事業税申告書、所得税申告書等、住民票の写し、本人確認情報】 文書等の取扱いに関する規定に基づき、施錠できる書庫等に保管している。	<b>【紙媒体】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書等の取扱いに関する規定に基づき、施錠された書庫に保管している。</li> <li>・文書の預入れを行う場合の保管倉庫は、地盤が強固で、海拔が高く、河川、池沼、運河、ため池等に隣接せず、近隣に危険物貯蔵倉庫及び工場がなく、人口及び建築物の密集地域ではない場所に建設している。</li> <li>・上記保管倉庫は、専用保管庫として設計された耐震・耐火構造を備えた堅固な建築物であり、外部からの侵入を防ぐための人的及び施設的管理体制(警備員による警備、監視カメラ、警報装置、赤外線センサー等)を備え、入退室は権限のある者のみ可能とし、入退室の記録をとり、一定期間保管している。</li> </ul>	事後	実態に合わせてより詳細な記載に修正